

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

平成27年9月8日

## 【論点の整理(案)】

### ○ 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 意思疎通支援事業の対象者の範囲
- ・ 介助技術として整理したほうが適切なものや意思決定と意思疎通支援事業との関係
- ・ 意思疎通支援事業に関する実態を踏まえたニーズや支援のあり方
- ・ 小規模市町村等での事業実施の方法

### ○ 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 個別給付化した場合のメリット・デメリットの整理

### ○ 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 必要とされる人材の把握とその養成のあり方
- ・ 研修カリキュラムのあり方
- ・ 専門的な知識を必要とする意思疎通支援のあり方

# 障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について ①

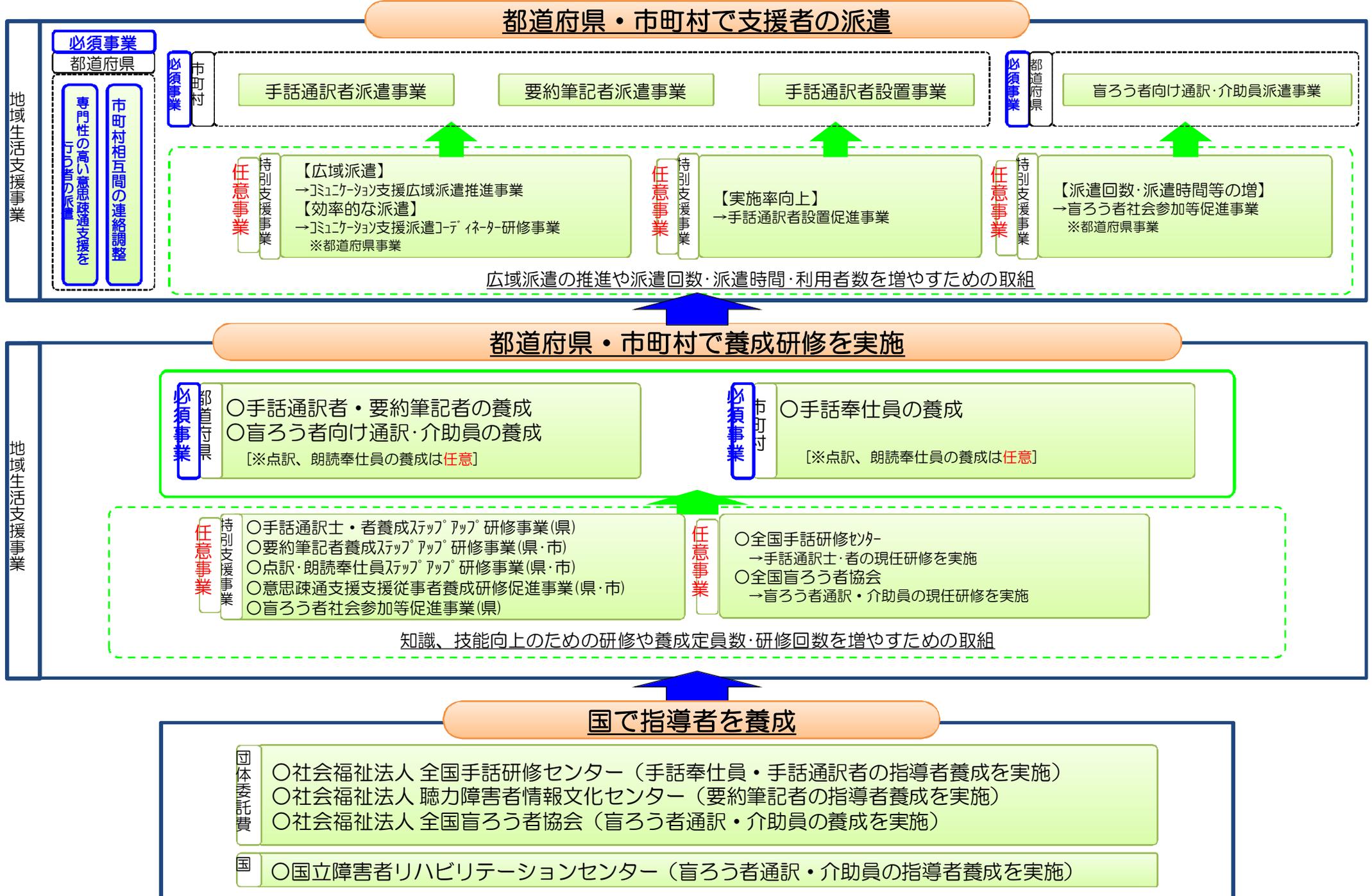
○ 現行の意思疎通支援は、主に地域生活支援事業において実施されており、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者を対象としている。

障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
<b>視覚障害</b> (約32万人) H23.12.1時点 「生活のしづらさ などに関する調査」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代筆者、代読者の養成及び派遣</li> <li>・点訳・朗読奉仕員の養成及び派遣</li> <li>・点字ディスプレイ、拡大読書器、デージー図書、大活字図書など日常生活用具の給付</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・補助犬(盲導犬)の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護:家事援助の中で代読・代筆を実施</li> <li>・同行援護:移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む)</li> <li>・生活介護:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり</li> <li>・自立訓練(機能訓練):歩行訓練、点字読み書き等の訓練加算あり</li> <li>・就労移行支援(養成施設):あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師免許取得のための教育・実習加算あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲人安全つえ、眼鏡など補装具の給付</li> <li>・視覚障害者情報提供施設(点字図書館)の運営</li> <li>・視覚障害者用図書事業の実施(日本点字図書館、日本ライトハウス、日本盲人会連合が受託)</li> <li>・視覚障害者用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営</li> </ul>
<b>聴覚障害</b> (約32万人) H23.12.1時点 「生活のしづらさ などに関する調査」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣</li> <li>・ファクス、情報受信装置など日常生活用具の給付</li> <li>・字幕入り映像ライブラリー事業の実施</li> <li>・補助犬(聴導犬)の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護(家事援助):ヘルパー研修において障害特性ごとのコミュニケーション研修を受講(ヘルパーに手話等の技術が求められる場合がある。)</li> <li>・生活介護:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補聴器など補装具の給付</li> <li>・聴覚障害者情報提供施設の運営</li> <li>・手話通訳者現任研修の実施(全国手話研修センターが受託)</li> </ul>
<b>盲ろう</b> (約1.4万人) H24.10.31時点 「盲ろう者に関する 実態調査」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣</li> <li>・点字ディスプレイなど日常生活用具の給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護、生活介護、自立訓練、同行援護などが利用可能であるが、事業者に盲ろう者に対応したコミュニケーション技術を習得している従事者が少ないため、利用は低調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 (上欄の視覚障害者向け、聴覚障害者向けの事業の利用も可能)</li> </ul>

# 障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について ②

障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
失語症 (約20～50万人) H26.3.31時点 「失語症協議会調査」	・会話支援者の養成及び派遣  (我孫子市の「失語症会話パートナー事業」等、実施例あり)	・多くは身体障害を伴うため、居宅介護、生活介護、共同生活援助など各種サービスの利用が可能 (言語障害の場合、右片の麻痺という特性があるため、ヘルパー等支援者は意思疎通を図るための技術が必要)	
ALS等(構音障害+運動障害) (ALS患者 約9千人) H26.3.31時点 「衛生行政報告例」	・入院時、ヘルパー派遣によるコミュニケーション支援を実施	・居宅介護、重度訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援はサービス提供の一環として実施	・重度意思伝達装置など補装具の給付
総合支援法の対象となっている難病患者		・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、障害特性に応じた意思疎通の支援(※)も含めたサービス提供が行われている。  ※ルビの振り方、文章の長さ、漢字と仮名の交じり方、絵文字と一緒に標記するなど、文字情報を伝達する際の配慮など	・トーキングエイド、VOCAなどの携帯用会話補助装置や意思疎通支援のためのスマートフォン向けアプリケーションの開発を支援
知的障害 (約55万人)H17.11.1時点 「知的障害児(者)基礎調査」			
発達障害 (小中学生の6.5%程度)H25.5.1時点「文部科学省調査」			
高次脳機能障害 (約27万人) H13～H17調査「高次脳機能障害支援モデル事業」			
精神障害 (約320万人)H23.10.1時点 「患者調査」			

# 意思疎通支援事業の支援者養成と派遣の概要



※地域生活支援事業の特別支援事業とは、実施率の向上や実施水準に格差がみられる事業の充実を図る事業であり、自治体の申請に応じて事業費の1/2を補助する事業

# 自立支援給付と地域生活支援事業の比較

- 自立支援給付は、個別支援計画に基づき、全国一律の基準により、利用者本人に対してサービスを提供
- 地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で事業を実施し、利用者も柔軟な利用が可能

## 自立支援給付

### 《介護給付》

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 療養介護 等

### 《訓練等給付》

- ・ 自立訓練（機能・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 等

### 主な特徴

- 国による一律の基準
  - ・ 国により一定の標準的なサービス水準を設定
- 障害支援区分
  - ・ 介護を提供するサービスは市町村がサービスの種類や量を決定する判断材料
  - ・ 介護を提供するサービスは障害支援区分が一定以上のものを対象
- 利用者負担
  - ・ 利用者負担は原則として応能負担
  - ※ 所得に応じたきめ細かな軽減措置あり
- 国の義務的経費と位置づけ

## 地域生活支援事業

- ・ 相談支援
- ・ 意思疎通支援
- ・ 日常生活用具
- ・ 移動支援 等

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム

### 主な特徴

- 自治体による個別の基準
  - ・ 自治体により、個別の障害者の状況、地域の実情に応じてサービス水準を設定
- 障害支援区分
  - ・ 障害支援区分は判断材料としない
- 利用者負担
  - ・ 利用者負担を求めるか否かを含めて金額は自治体の裁量
- 国の裁量的経費と位置づけ

小

自由度

大

# 意思疎通支援が必要な者の状況等①～視覚障害者(1)

## ① 視覚障害者数（在宅）

平成18年 32万人 ⇒ 平成23年 32万人

## ② 年齢構成

(平成18年) (平成23年) (平成18年) (平成23年)  
 65歳以上：19万人（60%）⇒ 22万人（69%） 70歳以上：16万人（49%）⇒ 19万人（58%）

## ③ 障害の程度（平成23年）

1級：39.5% 2級：27.6% 3級：11.3% 4級：7.6% 5級：10.8% 6級：3.2%

## ④ 障害の原因（平成23年）

疾患（※）57.0%、加齢 19.2%、事故 9.0%、出生時 4.7%

※ 疾患の内訳では、緑内障及び糖尿病網膜症が増加傾向にある。

## ⑤ 情報入手・コミュニケーション方法（主なもの）

（N=1209、複数回答）

区分	パソコン	音声(朗読)	点字	携帯電話	拡大読書器
人数	870人	737人	592人	592人	181人
割合	72%	61%	49%	49%	15%

注) 他にタブレットやスマートフォン、デジタイズ器などによる情報入手の回答もあった。

## ⑥ その他（平成18年）

点字の習得状況 点字ができる 約4.2万人（13%） 点字ができない 約23万人（71%）<sup>(※)</sup>

※ 23万人のうち、「点字は必要なし」：19.5万人（61%）、「点字が必要」：2.1万人（7%）

出典：平成18年度身体障害児・者実態調査、平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）、  
 「サピエ」アンケート（日本盲人会連合加盟団体、全国視覚障害者情報提供施設協会他）

# 意思疎通支援が必要な者の状況等②～視覚障害者(2)

## 支援機関等 (平成25年度社会福祉施設等調査)

- ・ 点字図書館 76カ所
- ・ 点字出版施設 11カ所

※ その他、民間団体など

## 支援者 (H26.3.31時点)

- ・ 点訳奉仕員 約 8,800人
- ・ 朗読奉仕員 約 5,200人
- ・ パソコンボランティア 約 250人

※ 養成は自治体、点字図書館、民間団体などで実施

## 具体的なコミュニケーション手段

### ・点字新聞

「点字JBニュース」として、日本盲人会連合が日経新聞の点訳データを毎日点字印刷し、購読者に郵送。直接ダウンロードや電話での音声版聴取も可能。新聞社が世界で唯一発行している「点字毎日(週刊)」も知られている。

### ・点字図書

点字図書館の蔵書数: 全国約52万7千タイトル

### ・録音図書

点字図書館の蔵書数: 全国約45万3千タイトル

### ・CD図書

点字図書館の蔵書数: 全国約43万3千タイトル

### ・専門放送

JBS日本福祉放送が有料で音声放送を実施

NHK「視覚障害ナビ・ラジオ」(週2回放送を実施)

### ・解説放送

NHKや一部民間放送でも実施中だが、実施率は低い。

### ・拡大読書器

弱視者が障害状況に応じて拡大率や照度の調整が可能

### ・ソフトウェア

スクリーンリーダー(パソコン画面表示の自動音声化ソフト)、点訳ソフト(パソコンの画面表示を点字に変換)、電子メールソフト等

### ・ICT機器

点字ディスプレイ(パソコンから発信される点字データを触読用のピン配列の駆動により表示)、スキャナ(文字データの読み取り)、点字プリンター(点字データの印刷)等

### ・サピエ

全国の点字図書館をITネットワーク化し、図書検索(約89万タイトル)と図書データのダウンロードが可能

### ・携帯電話

音声ガイダンス機能搭載により、メールや情報検索も可能

# 意思疎通支援が必要な者の状況等③～視覚障害者(3)

## 点字図書館

- 点字図書館においては、点字刊行物や視覚障害者用の録音物の製作や貸出のほか、情報機器の貸出、視覚障害者に関する相談等に係る事業及び点字刊行物の出版に係る事業を実施しており、その運営に要する費用を国が負担している。

## 事業内容、設置基準等

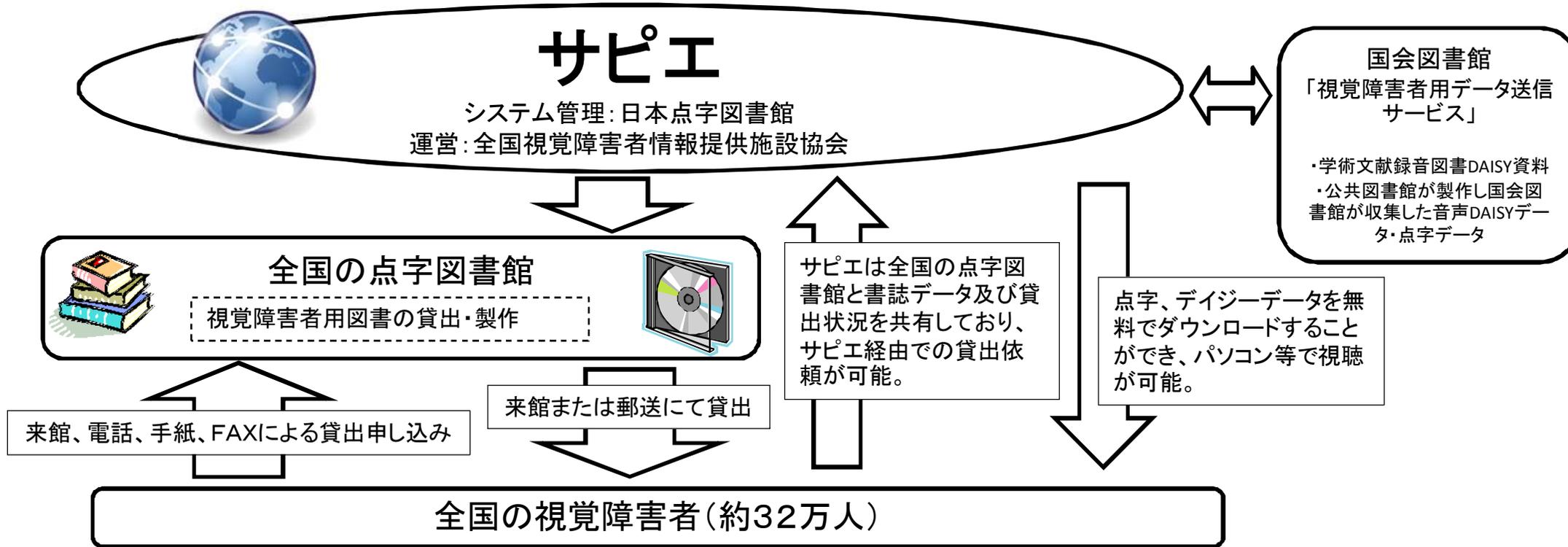
設置数	76施設（平成27年4月1日時点） ※うち公営48ヶ所、民営28ヶ所
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物など視覚障害者が利用するものを製作する。</li><li>・点訳（文字を点字に訳すことをいう。）等を行う者の養成・派遣、点字刊行物等の普及促進、視覚障害者に対する情報機器の貸し出し、視覚障害に関する相談等を行う。</li></ul>
根拠法	身体障害者福祉法第34条
設備基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・閲覧室、録音室、印刷室、聴読室、発送室、書庫、研修室、相談室、事務室を設ける他、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の利用に必要な機械器具</li></ul>
人員基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設長1、司書1以上、点字指導員1以上、貸出閲覧員又は情報支援員1以上、校正員又は音声訳指導員1以上の他、その他運営に必要な職員</li></ul>

# 意思疎通支援が必要な者の状況等④～視覚障害者(4)

## 視覚障害者情報総合システム「サピエ」

- 「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある者に対して点字、デイジーデータ(音声、テキストを利用したデータ)の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

## 視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図



「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場。全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約91万件)として広く活用されている。14万タイトルの点字データを保有し、6万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングが可能であり、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

(「サピエ」視覚障害者情報総合ネットワークHPから)

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑤～聴覚障害者(1)

## ① 聴覚障害者の数（在宅）

平成18年度調査 36万人 ⇒ 平成23年度調査 32万人

## ② 障害の程度（平成23年）

1級：3.0% 2級：48.5% 3級：11.0% 4級：8.0% 5級：－ 6級：29.5%

## ③ 年齢構成

(平成18年) (平成23年) (平成18年) (平成23年)  
65歳以上：24万人（68%）⇒ 22万人（70%） 70歳以上：21万人（58%）⇒ 20万人（61%）

## ④ 障害の原因（平成23年）

加齢 39.2%、疾患 35.0%、出生時 5.9%、事故 5.0%

## ⑤ 情報入手・コミュニケーション方法

(N=338、複数回答)

区分	補聴器・人工内耳	要約筆記	手話	その他(※)
人数	234人	102人	64人	75人
割合	69.2%	30.2%	18.9%	22.2%

※ 筆談、代読、福祉機器やパソコン・タブレットの利用、携帯電話（スマートフォン）による方法など。

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑥～聴覚障害者(2)

## 支援機関等

- ・ 聴覚障害者情報提供施設：全国51カ所  
(H27.4.1現在)  
～字幕・手話入力DVD・ビデオカセットの制作貸出等を実施
- ・ 全国手話研修センター  
～手話奉仕員・手話通訳者の指導者養成等を実施
- ・ 聴力障害者情報文化センター  
～手話通訳士の認定試験を実施  
～要約筆記者の指導者養成等を実施

## 手話通訳士、要約筆記者等の数

- ・ 手話通訳士：3,377人  
(認定試験合格・登録者 H27.7.22現在)
  - ・ 手話通訳者：8,093人  
(都道府県研修修了・登録者 H26.3.31現在)
  - ・ 手話奉仕員：18,700人  
(都道府県・市町村研修修了・登録者 H26.3.31現在)
  - ・ 要約筆記者：3,513人  
(都道府県・市町村研修修了・登録者 H26.3.31現在)
- 要約筆記奉仕員：13,159人  
(H22年度までの登録者)

出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

## 具体的なコミュニケーション手段 (「聞こえのハンドブック」(H26.12.15 東京都中途失聴・難聴者協会作成)から)

- 保有する聴覚を活用する方法  
補聴器、人工内耳、補聴援助システム(磁気誘導ループ、FM補聴システム)など
- 視覚情報を活用する方法  
手話・指文字、読話(口話)、筆談、身ぶり、空書、字幕、テレビ電話、要約筆記など
- ICT技術の活用  
会話支援機(音声認識ソフト(「UD手書き」)など)

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑦～聴覚障害者(3)

## 聴覚障害者情報提供施設

- 聴覚障害者情報提供施設は、専ら聴覚障害者が利用する字幕(手話)入りの録画物の製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行うとともに、情報機器の貸出、聴覚障害者に関する相談等に係る事業を行っており、その運営に要する費用を国が負担している。

## 事業内容、設置基準等

設置数	51施設(平成27年4月1日時点) ※うち公営36ヶ所、民営15ヶ所
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物など聴覚障害者が利用するものを製作する。</li><li>・手話通訳等を行う者の養成・派遣、聴覚障害者に対する情報機器の貸出、聴覚障害に関する相談等を行う。</li></ul>
根拠法	身体障害者福祉法第34条
設備基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸出利用室、試写室、情報機器利用室、製作室、発送室、相談室、研修室兼会議室、事務室の他、試写等に必要な機械器具等</li></ul>
人員基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員</li></ul>

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑧～聴覚障害者(4)

○ 民間事業者において、テレビ電話機能を活用した手話の遠隔通訳を行うサービス提供が行われている。

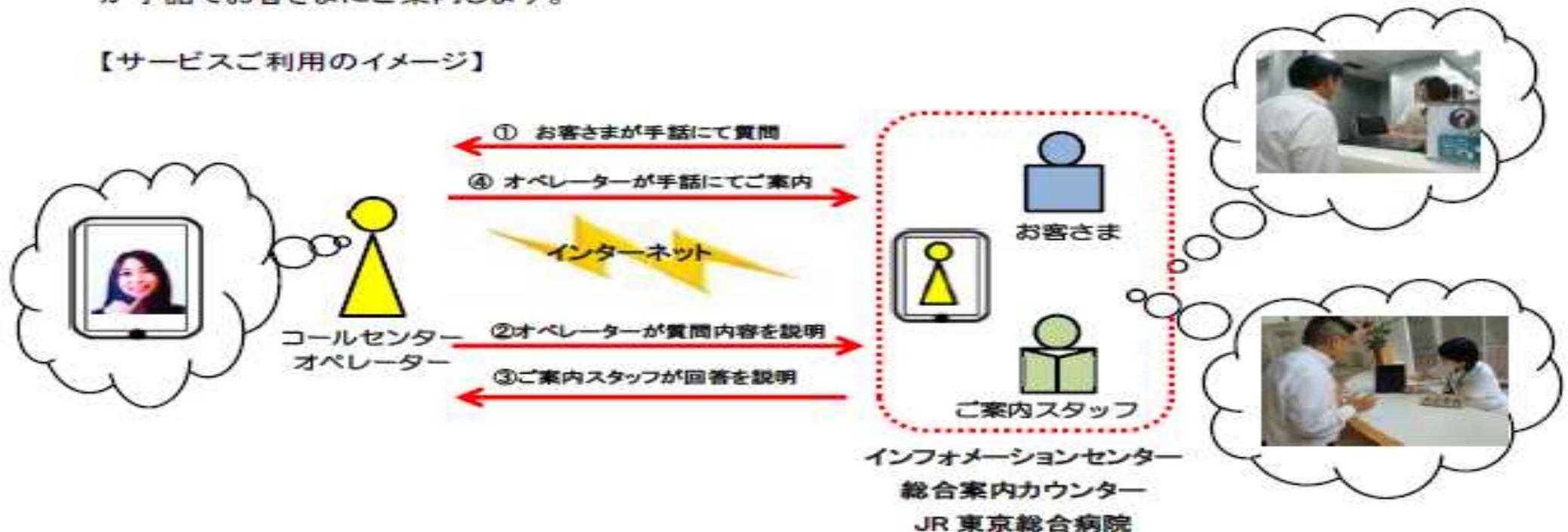
## 「遠隔手話システム」の概要 (株式会社JR東日本HPから)

### 1. サービスの概要

「iPad」のテレビ電話機能を活用し、手話の遠隔通訳を行ないます。

手話でのコミュニケーションをご希望のお客さまがいらっしゃった際、ご案内スタッフがiPadをコールセンターに接続します。お客さまが画面に向かって手話で質問していただくと、オペレーターが質問内容をご案内スタッフに説明します。質問に対する回答をご案内スタッフが口頭で説明すると、回答内容をオペレーターが手話でお客さまにご案内します。

【サービスご利用のイメージ】



本サービスは株式会社シュアールが株式会社アールシステムとの提携により提供する「テルテルコンシェルジュ」の手話通訳を利用します。なお、手話のほか英語・中国語・韓国語と日本語との遠隔通訳にも対応します。

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑨～盲ろう者(1)

## ① 盲ろう者（視覚障害と聴覚・言語障害の重複障害者）数

1万4,329人(推計値)

## ② 障害の程度、状態

(N=2,744)

### 1) 身体障害者手帳の等級の組合せ（右表）

区分	視覚1・2級	視覚3～6級
聴覚1・2級	860人(31.3%)	141人(5.1%)
聴覚3～6級	762人(27.8%)	602人(21.9%)

### 2) 視覚障害と聴覚障害の組合せ

全盲ろう 2千3百人 (15.9%)

全盲難聴 5千9百人 (41.2%)

弱視ろう 1千1百人 (7.7%)

弱視難聴 3千8百人 (26.3%)

【参考】視聴覚障害の組合せ

区分	見えない	見えにくい
聴こえない	全盲ろう	弱視ろう
聴こえにくい	盲難聴	弱視難聴

### 3) 受障時期との関係

- ・ 盲ベースの盲ろう …… 視覚障害者としての盲学校教育や訓練等を受けた後、聴覚障害を受障（点字、指点字によるコミュニケーションが可能）
- ・ ろうベースの盲ろう … 聴覚障害者としての聾学校教育やろう文化の中で育った後、視覚障害を受障（接近手話、触手話によるコミュニケーションが可能）

※ 先天性、後天性に関わらず、同時期に視覚及び聴覚の障害を負う場合もある。

## ③ 年齢構成

65歳以上 1万1千人 (77.4%)      うち80歳以上 6千9百人 (48.2%)

※ 男性 6千百人 (41.8%)、女性 8千2百人 (57.0%)

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑩～盲ろう者 (2)

- 盲ろう者のコミュニケーション手段は、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、障害の重複の仕方等によって様々であり、個別性の高い支援が必要とされている。

## 盲ろう者のコミュニケーション方法(主なもの)

### ① 触手話

- ・ 両手を使って手話を使う相手の両手に軽く触りながら触読する。
- ・ 全盲ろう者の場合は相手の手話が見えないため、手話の形を手で触って読み取る。
- ・ 弱視の人は近い距離から相手の手話を目で見て理解することもある。



### ② 指点字

- ・ 両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を指し出し、これを点字タイプライターのキーに見立てて点字記号を打つ方法。
- ・ 日本で発達した独特なコミュニケーション手段で、1語1語正確に言葉を伝えることができる。



### ③ 指文字

相手の手のひらの中に、指文字を綴って会話する方法。



- ・ 「盲ベースの盲ろう者」であって盲学校において教育を受けた人は、点字がコミュニケーション手段の中心となり、「ろうベース」であって聾学校において教育を受けた人は、手話がコミュニケーション手段の中心となる。
- ・ 盲学校や聾学校で教育を受けたことのない中途障害の盲ろう者は、手のひらに文字を書いてもらう方法(手書き文字)や、紙に大きな字を書いて筆談するなどのコミュニケーション手段を用いる。

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑪～盲ろう者(3)

## (盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成)

### 目的

盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、意思疎通を図ることに支障がある盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行い、もって盲ろう者の自立と社会参加を図ることを目的とする。

### 事業内容

- (1) 盲ろう者向け通訳・介助員の養成
  - ・地域生活支援事業（都道府県必須事業）において実施。
  - ・「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室長通知）で示すカリキュラムに基づき実施。（必須科目42時間、選択科目42時間）
  - ・養成研修の講師は、全国盲ろう者協会及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて養成。
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員の登録
  - ・（1）の盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムに基づく養成研修を修了している者。
  - ・登録者数は全国で5,656人（平成26年3月31日時点）。
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
  - ・盲ろう者が意思疎通の支援や移動の支援が必要な場面において、各自治体の判断に基づき派遣。
  - ・地域生活支援事業（都道府県必須事業）において実施。
- (4) 盲ろう者向け通訳・介助員の現任研修
  - ・全国盲ろう者協会（国委託事業）において実施。

### 【盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムの主な内容】

必須科目 42時間	盲ろう者概論(2h)	選択科目 42時間	盲ろう児の教育と支援(2h)
	盲ろう者疑似体験(2h)		高齢盲ろう者の生活と支援(2h)
	視覚・聴覚障害の理解(2h)		他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援(2h)
	盲ろう者の日常生活とニーズ(2h)		盲ろう者福祉制度概論(2h)
	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点(8h)		盲ろう通訳技術の実際(2h)
	盲ろうコミュニケーション実習(14h)		通訳・介助員のあり方(4h)
	通訳・介助員の心構えと倫理(2h)		盲ろう者の通訳技法と留意点(6h)
	盲ろう通訳技術の基本(2h)		盲ろう通訳実習(8h)
	移動介助実習Ⅰ、通訳・介護実習Ⅰ(6h)		移動介助実習Ⅱ(8h)
	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務(2h)		通訳・介助実習Ⅱ(6h)

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑫～失語症者(1)

## ① 失語症者の数

20万～50万人と推計

### 「失語症」

脳梗塞や脳外傷などにより脳の言語中枢が損傷され起こる障害。

物事を考える機能は保たれているが、自分の考えを「言葉」の形にすることができず、「話す」「話を聞いて理解する」「読む」「書く」など言葉にかかわる機能が失われ、周囲とのコミュニケーションをとることが困難となる。

## ② 障害の程度

3級：27%      4級：12%      持っていない：21%      不明：40%

※ 言語障害以外の障害により身体障害者手帳を取得している者の状況

1級：43%      2級：38%      3級：9%      4級：7%      5・6級：3%

## ③ 年齢構成

30・40歳代：11%      50歳代：13%      60歳代：38%      70歳代：30%

## ④ 発症年齢

20・30歳代：12%      40歳代：15%      50歳代：38%      60歳代：24%      70歳代：8%

## ⑤ 情報入手・コミュニケーション方法

- ・ 携帯などを使うことができる：54%
- ・ 家族との簡単なコミュニケーション（言葉で可能：47%   身振り手振り：44%   できない：5%）  
家族以外との簡単なコミュニケーション（言葉で可能：31%   身振り手振り：45%   できない：18%）
- ・ 以前はパソコンを使っていた者のうち、失語症になってから使えなくなった者：65%

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑬～失語症者(2)

## (参考) 失語症会話パートナー派遣事業 (我孫子市)

### 事業実施の背景

- 訓練によって症状を軽減することは可能だが、完治することは困難である。失語症状が生涯にわたって持続することにより、日常生活でのコミュニケーションや社会的な孤立が深刻な問題となっている。
- 失語症者が残されたコミュニケーション機能を用いて地域で生活するためには、対話者側が失語症に関する知識と会話技術を身につける必要がある。

### 目的

話す、聞く、書く、読むなどの意思伝達手段に障害のある失語症の人に対し、失語症に関する知識と会話技術を習得した失語症会話パートナーを派遣し、会話の機会の拡大と社会参加参加の促進を図ることを目的とする。

### 事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成  
定員15名とし、2名の言語聴覚士が講師を担当。講座は講習5回と実習5回で構成され、概ね交互に行うよう計画。受講費用はテキスト代を含めて無料。
- (2) スキルアップ講座の開催  
会話技術の向上を図るため、養成した失語症会話パートナーを対象に、スキルアップ講座を開催。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣  
個人派遣が原則だが、同じ場所に一同が集まり、仲間意識を持って会話を楽しむことのほうが失語症者のニーズに適しているとの判断から、市内2箇所の公共施設に活動場所を確保し、失語症会話パートナーを派遣。失語症者の費用負担は無料。

### (活動実績)

養成講座修了者…23人 (H25実施分)

パートナー派遣利用者…374人 (H25.4～H26.3の延べ人数)

### 【参考:講習と実習の主な内容】

第1回講習	コミュニケーションとは	失語症の基礎知識	会話パートナーの役割	コミュニケーションの基本姿勢
第1回実習	コミュニケーションの基本姿勢			
第2回講習	失語症と一緒に起こりやすい症状	失語症と間違えやすい他の障害	話しことばの工夫	
第2回実習	コミュニケーションの基本姿勢	話しことばの工夫		
第3回実習	コミュニケーションの基本姿勢	話しことばの工夫	コミュニケーションの話題を考える	
第3回講習	いろいろな手段や道具の活用	確認の方法		
第4回実習	いろいろな手段や道具の活用	確認の方法		
第4回講習	良い例, 悪い例について	移動の介助方法		
第5回実習	自由会話の実践			
第5回講習	友の会活動の紹介	リハビリテーションとは	社会福祉サービスの基礎知識	これまでのまとめ

# (参考) 失語症会話パートナー派遣事業 (四日市市)

## 目的

失語症会話パートナーを派遣することにより、話す、聞く、読む、書くこと等に障害があるため、意思疎通を図ることが困難な失語症者の社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、もって失語症者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

## 事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
  - ・定員30名。※対象者は、市内に住所又は勤務地を有している者
  - ・カリキュラムは講義5回(計13時間)と実習1回(約2時間)で構成。
  - ・受講費用は1,000円(資料代)。
  - ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。
- (2) 失語症会話パートナーの登録
  - ・(1)の失語症会話パートナー養成カリキュラムに基づく養成講座を修了している者。
  - ・登録者数は36名(平成27年1月時点)。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
  - ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動等について派遣を実施している。
  - ・派遣の実績は合計919時間(昨年比+170時間) ※平成26年4月～26年12月の累計
  - ・利用者数は延べ355名(平成26年12月時点) ※平成26年4月～26年12月の累計
- (4) 失語症パートナーのスキルアップ講座
  - ・グループワーク形式による実際の支援事例を題材とし、対応技術の向上や効果的な支援方法等について意見交換などを行う。
  - ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。

いずれもNPO法人障害者福祉チャレンジド・ネットに委託して実施。

### 【参考:失語症会話パートナー養成講座カリキュラムの主な内容】

第1、2回(5h)	会話パートナーとは 失語症の基礎 失語症から起こる様々な問題 コミュニケーションの取り方
第3回(3h)	コミュニケーションの工夫や手段 失語症者の症状に気付く
第4回(3h)	身体介助の方法 会話の工夫 グループ会話
第5回(2h)	困難ケース 「ありがち」な対応を考える
演習①(2h)	「よっかいち失語症友の会:定例会」
演習②(1.5h)	「四日市市障害者福祉センター交流会」
演習③(2h)	「よっかいち失語症友の会:交流会」

\* 演習①～③のうち、いずれか1回は参加が必要。

\* 講座(1～5回)・演習(1回)に全て出席した者に修了証を授与。

\* 失語症会話パートナーとして登録された者には登録証を授与。

# 意思疎通支援が必要な者の状況等⑭～構音障害＋運動障害者（ALS等）

## ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者数

9,200人

（平成25年度「衛生行政報告例」特定疾患医療受給者証所持者数）

「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」

特定疾患に認定された指定難病で、手足、喉などの筋肉や呼吸に必要な筋肉の力が徐々に衰えていくことで構音障害や嚥下障害となり、いずれ会話が困難となる。

一方で、体の感覚、視力や聴力、内蔵機能などはすべて保たれることが一般的となっている。

## ② 障害の程度

手帳保持者の大半は1級、約15%が2級及び3級

## ③ 年齢構成

30歳代：1.6%    40歳代：5.5%    50歳代：16.8%    60歳代：34.6%    70歳代：41.3%

## ④ 情報入手・コミュニケーション方法

- ・ 携帯用会話補助装置、パソコン、スマートフォンなど
- ・ 自らコミュニケーションをとることができなくなると、眼球運動を介助者が読み取り文字盤などを利用して、また、「重度障害者用意思伝達装置」（補装具）を利用するなどによりコミュニケーションを図る。

※ 補装具として支給される「重度障害者用意思伝達装置」を利用している者は約14%

## ⑤ その他

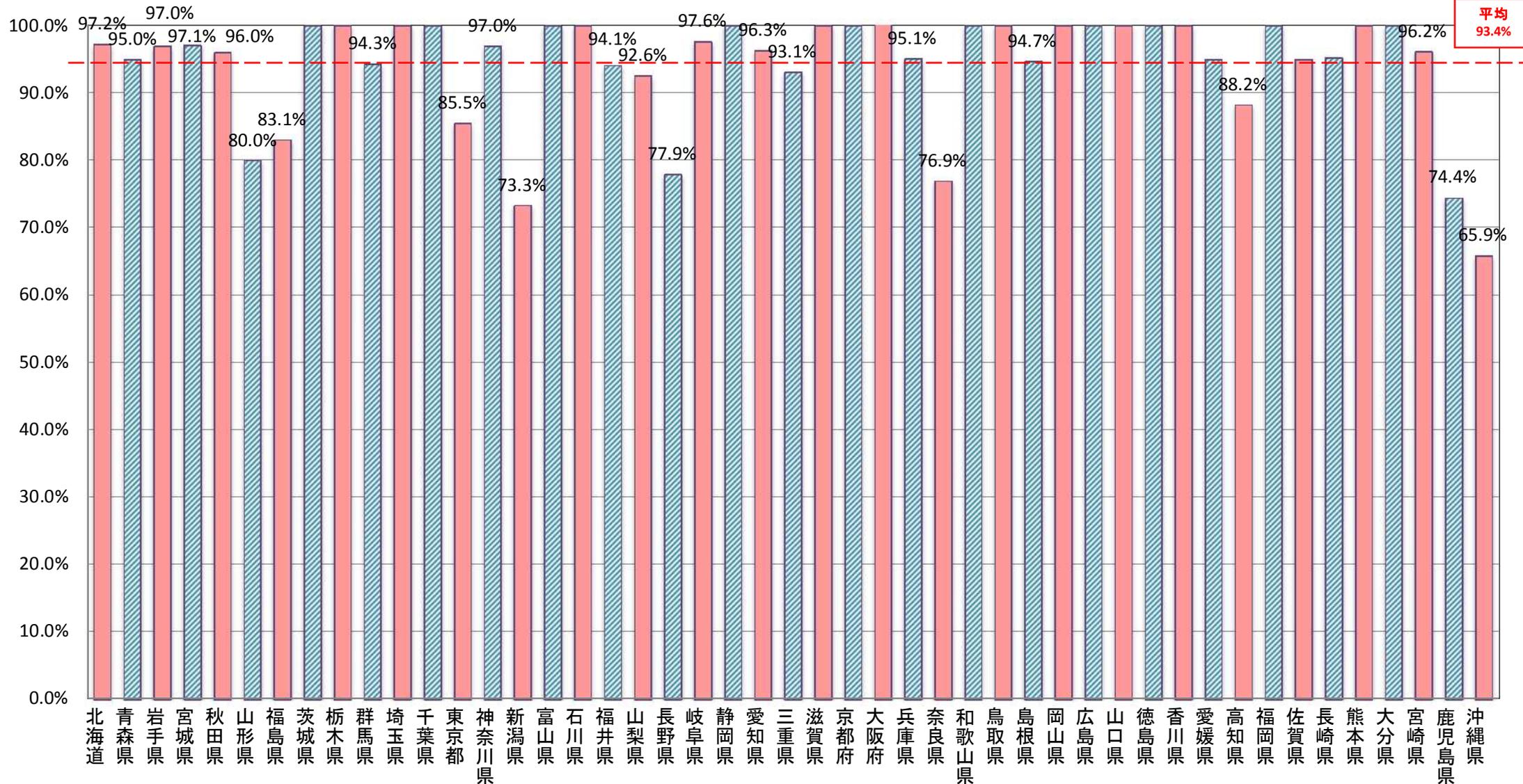
- ・ 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、医師、看護師、保健師による支援のほか、重度訪問介護事業のヘルパーによる支援
- ・ 「重度障害者用意思伝達装置」の販売事業者（エソニア）による調整等適切な使用支援

# 意思疎通支援事業の実施体制整備状況①～都道府県別（手話通訳者派遣事業）

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である（H27.3.31現在）。

○ 全体では1,740市町村のうち、1,625市町村が実施体制を整備しており、その割合は93.4%である。

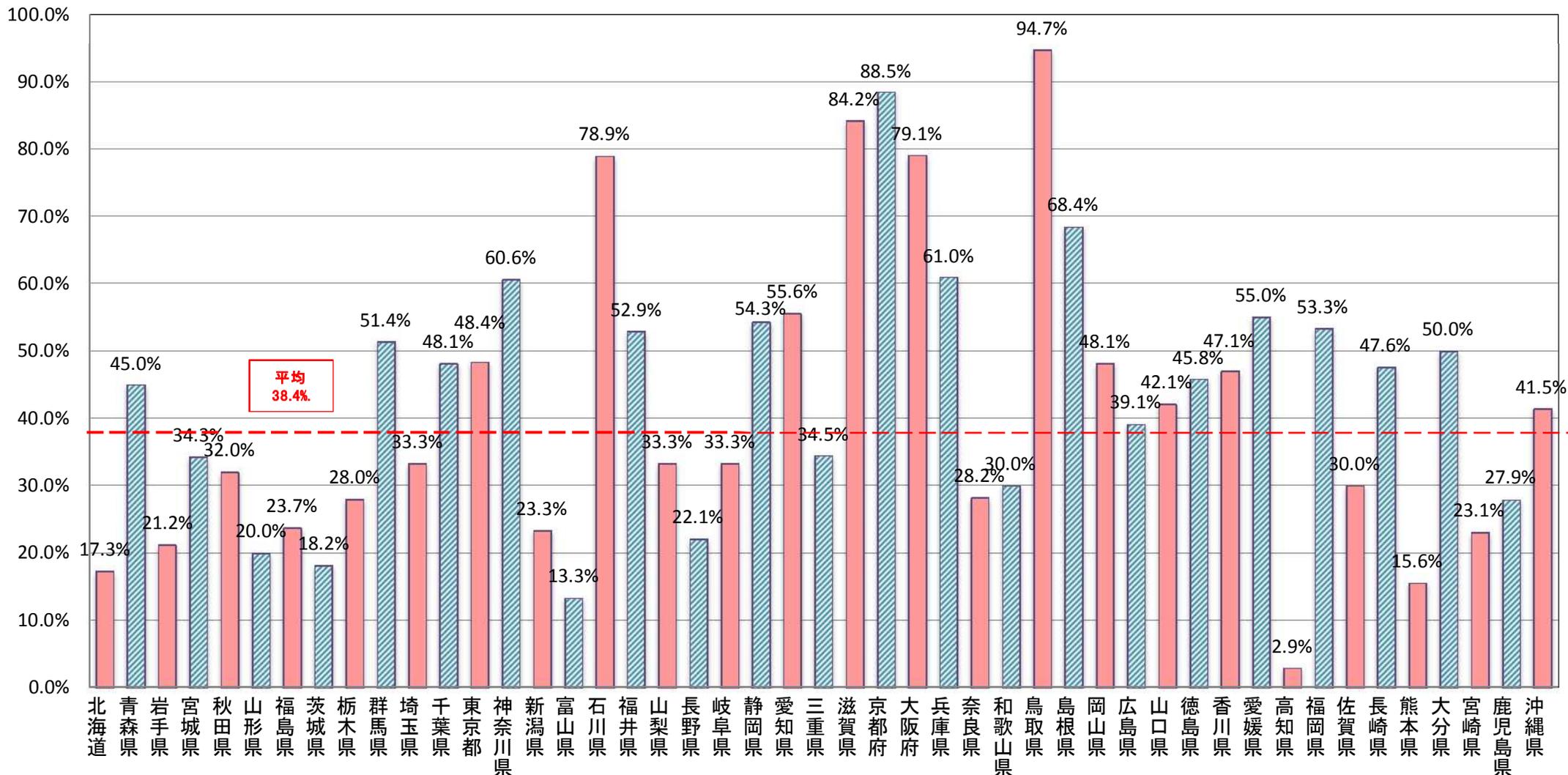
実施割合（%）



# 意思疎通支援事業の実施体制整備状況②～都道府県別（手話通訳者設置事業）

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である（H27.3.31現在）。
- 全体では1,740市町村のうち、668市町村が設置しており、その割合は38.4%である。

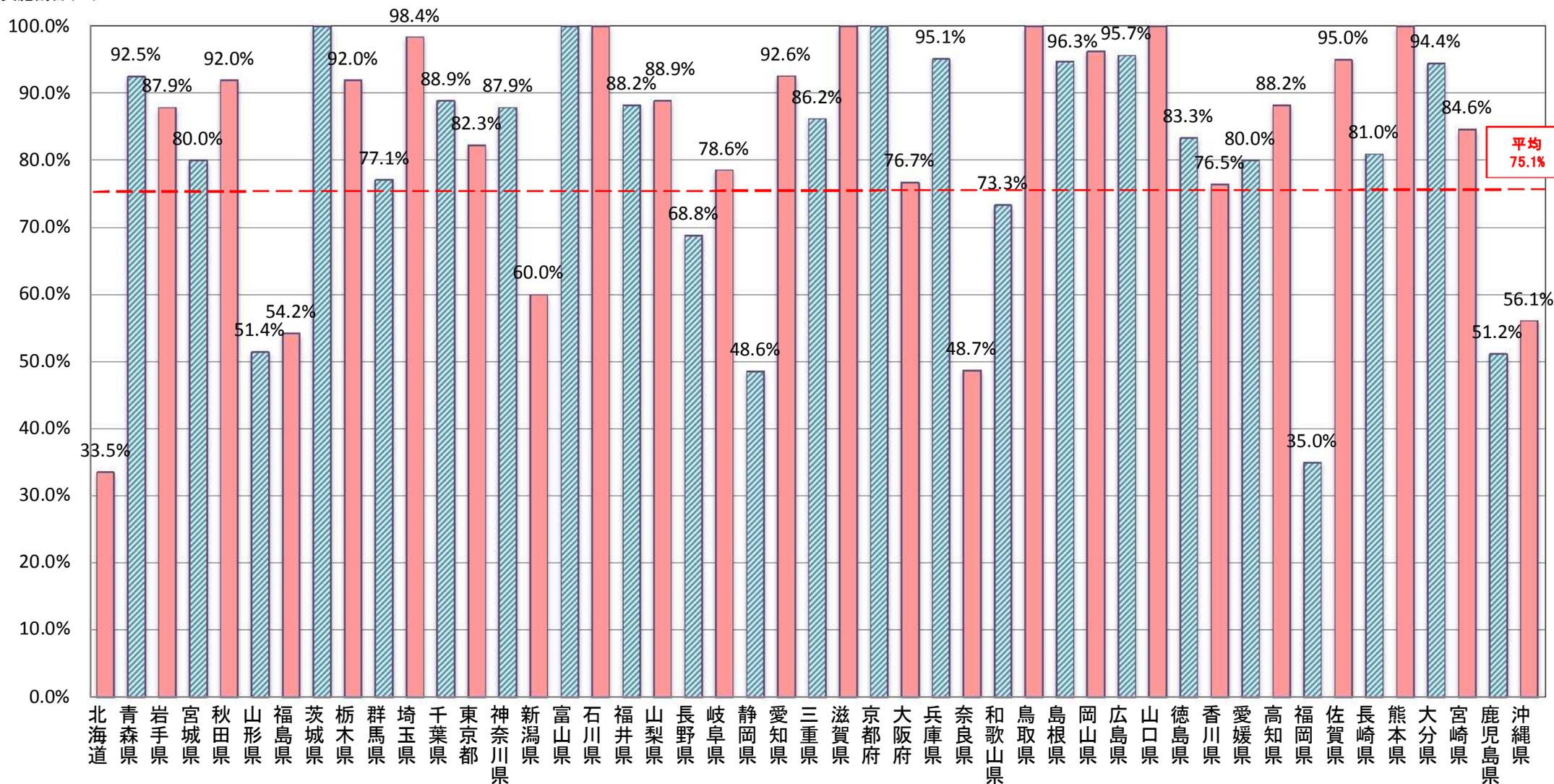
実施割合（%）



# 意思疎通支援事業の実施体制整備状況③～都道府県別（要約筆記者派遣事業）

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である（H27.3.31現在）。
- 全体では1,740市町村のうち1,307市町村が実施体制を整備しており、その割合は75.1%である。

実施割合（%）

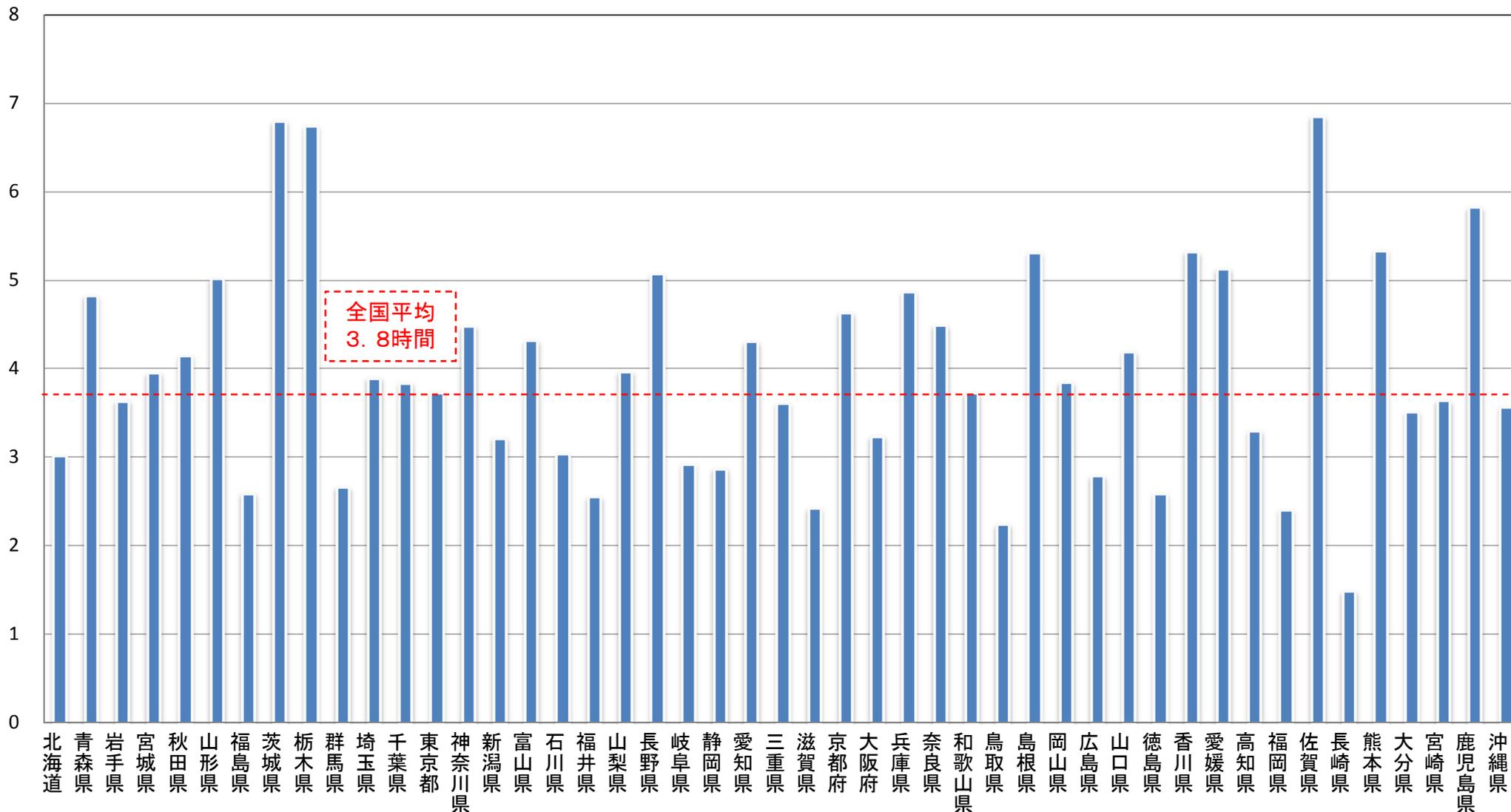


平均  
75.1%

# 意思疎通支援事業の実施状況④～都道府県別（手話通訳者派遣事業） （一人当たり月利用時間数（平成27年3月利用分））

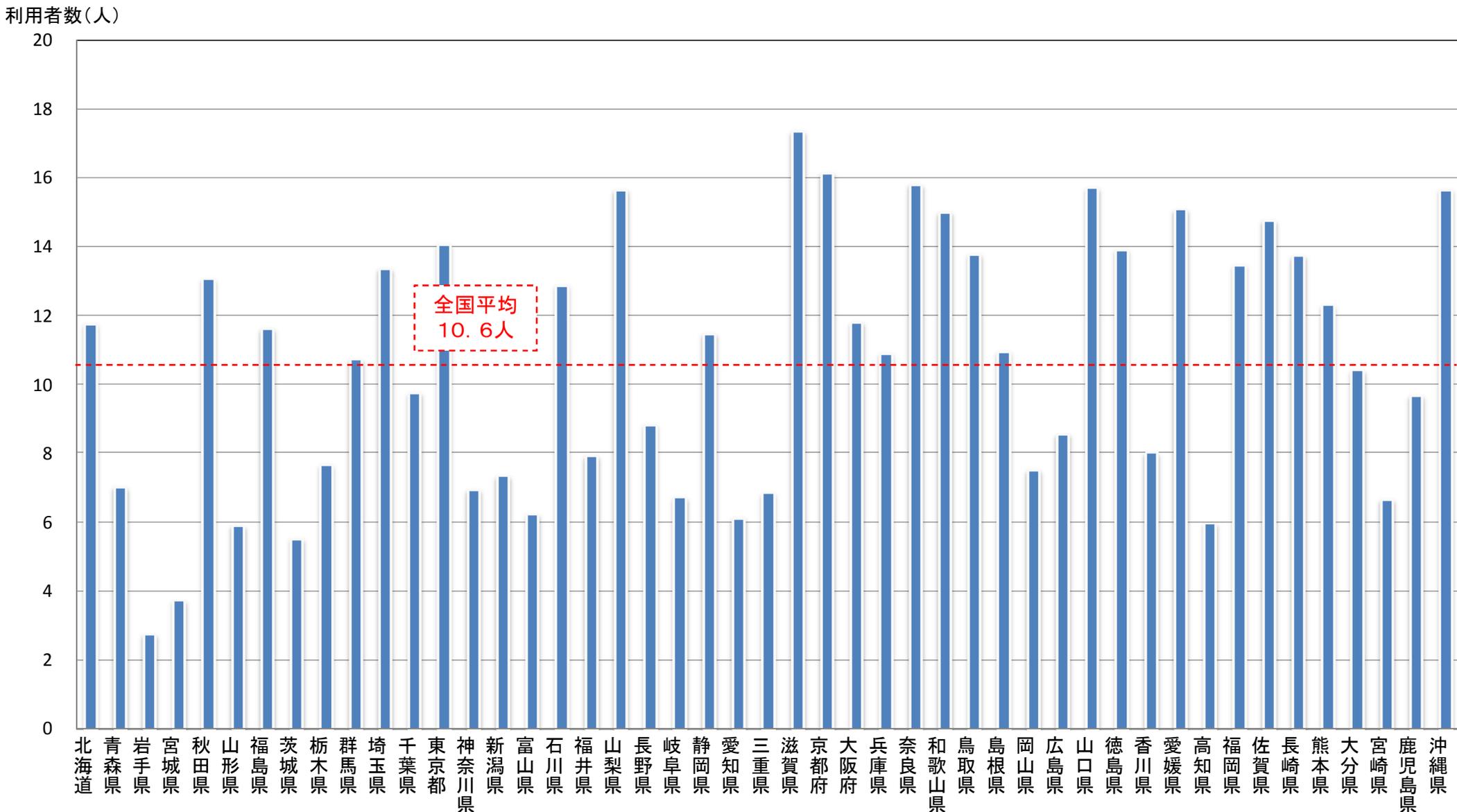
○ 手話通訳派遣事業の利用者一人当たりの月利用時間は、平成27年3月期においては、全国平均で約3.8時間となっており、都道府県別で見ると、最大で約7時間、最小で約1.5時間となっている。

利用時間(時間)



# 意思疎通支援事業の実施状況⑤～都道府県別（手話通訳者派遣事業） （人口10万人当たりの実利用者数（平成27年3月利用分））

○ 手話通訳派遣事業の実利用者数は、平成27年3月期においては、全国で13,621人である。これを人口10万人当たりの実利用者数でみると、全国平均で10.6人となる。

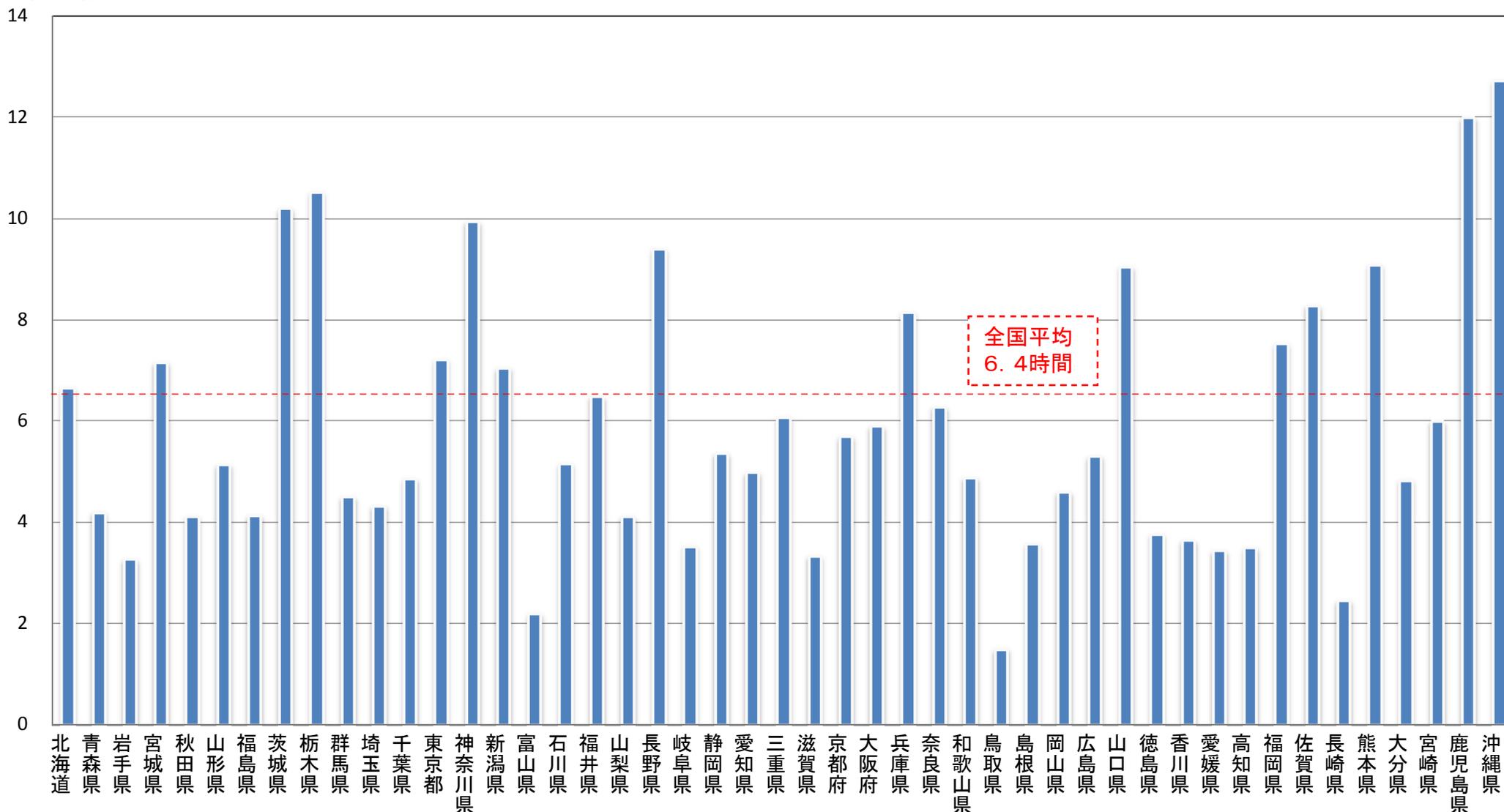


出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

# 意思疎通支援事業の実施状況⑥～都道府県別（要約筆記者派遣事業） （一人当たり月利用時間（平成27年3月利用分））

○ 要約筆記者派遣事業の利用者一人当たり月利用時間は、平成27年3月期で、全国平均は約6.4時間である。これを都道府県別にみると、最大では約13時間、最小で約2時間となっている。

利用時間(時間)

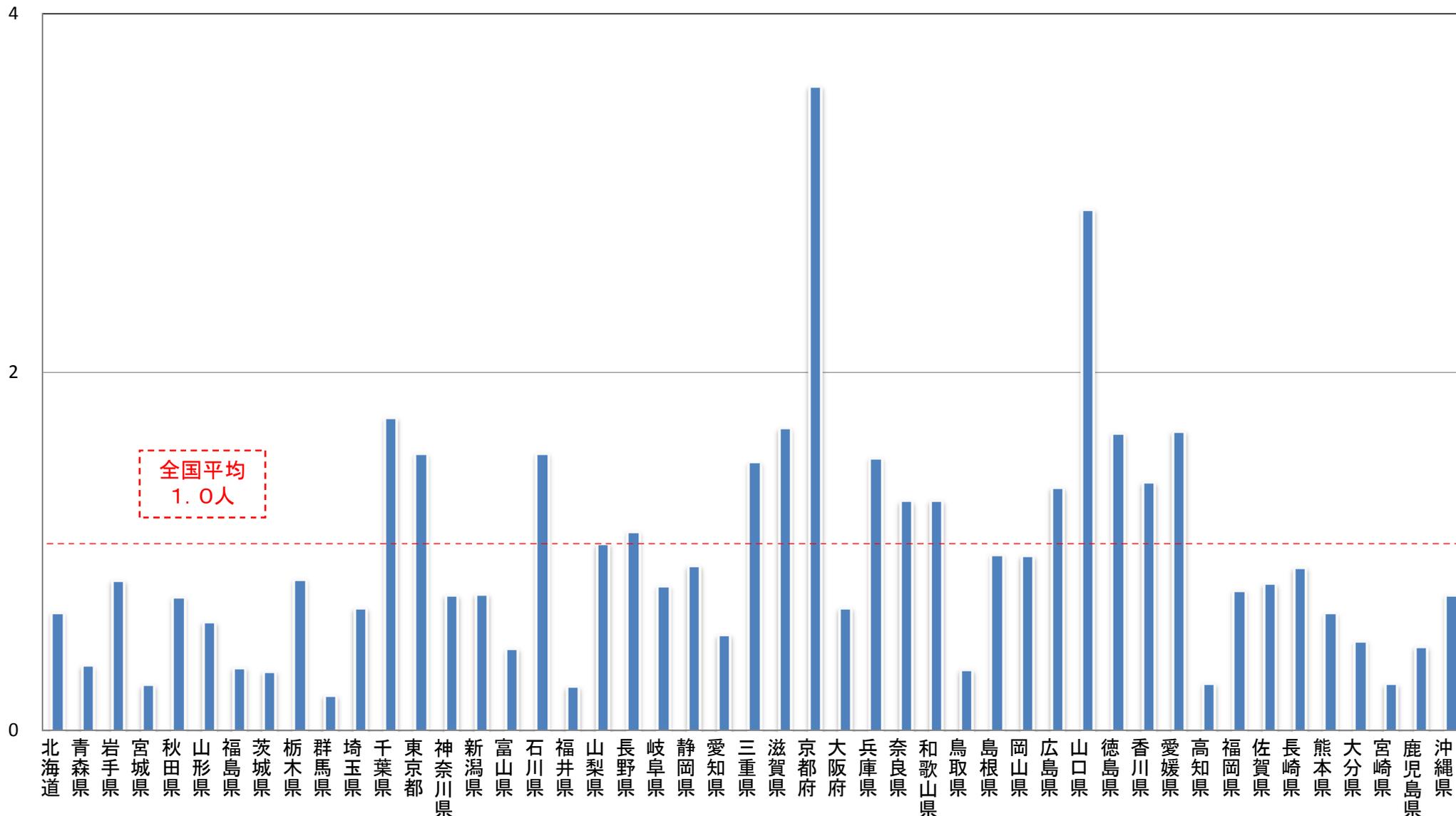


出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

# 意思疎通支援事業の実施状況⑦～都道府県別（要約筆記者派遣事業） （人口10万人当たりの実利用者数（平成27年3月利用分））

○ 要約筆記者派遣事業の実利用者数は、平成27年3月期においては、全国で1,296人である。これを人口10万人当たりの実利用者数で見ると、全国平均で1.0人となる。

利用者数(人)

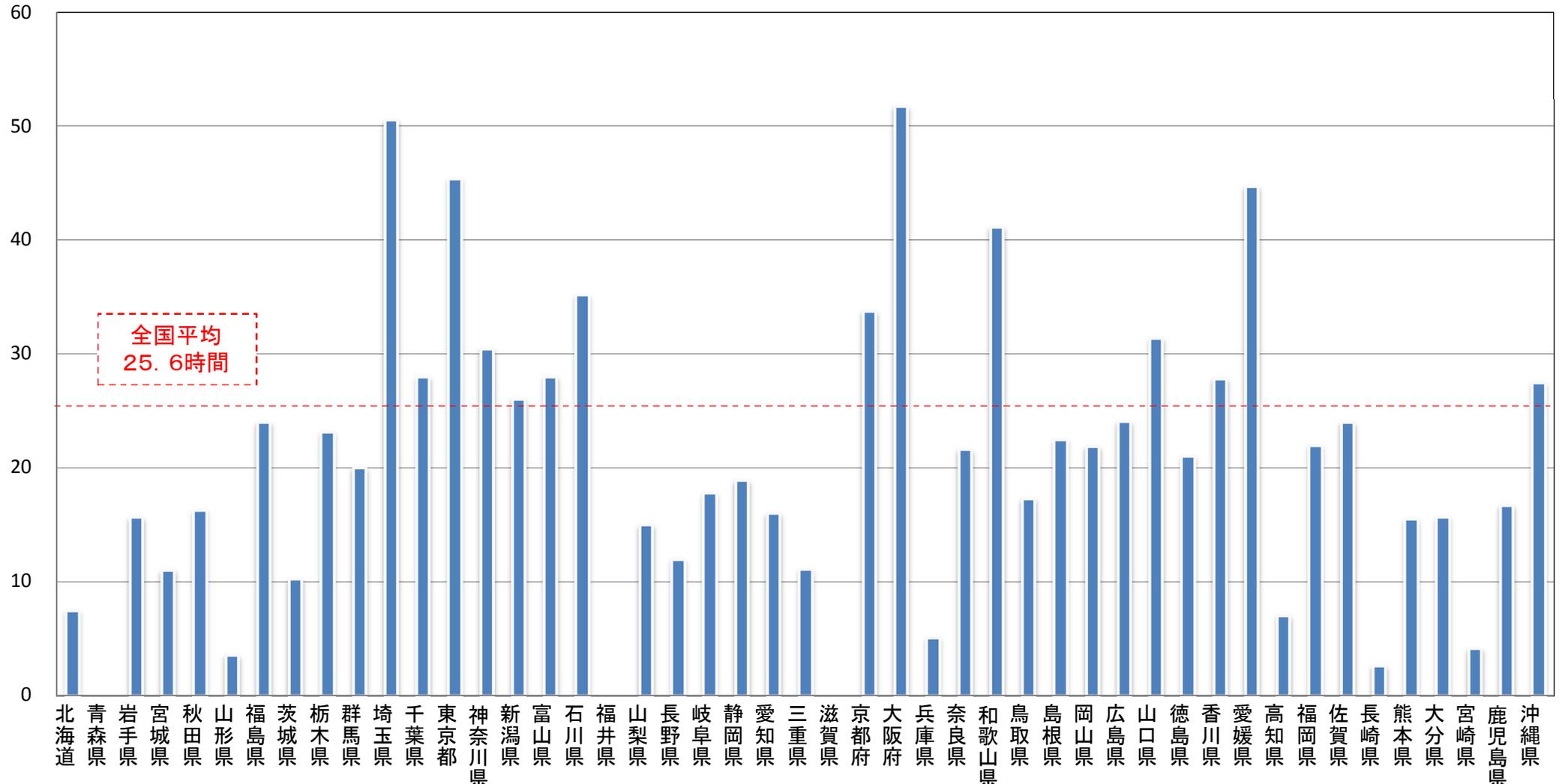


出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

# 意思疎通支援事業の実施状況⑧～都道府県別（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業） （一人当たり月利用時間数（平成27年3月利用分））

○ 盲ろう者向けの通訳・介助員派遣事業の利用者一人当たりの月利用時間数は、平成27年3月期でみると、全国平均で約26時間であり、都道府県別にみると、最大で約52時間となっている一方、3県において実績がない。

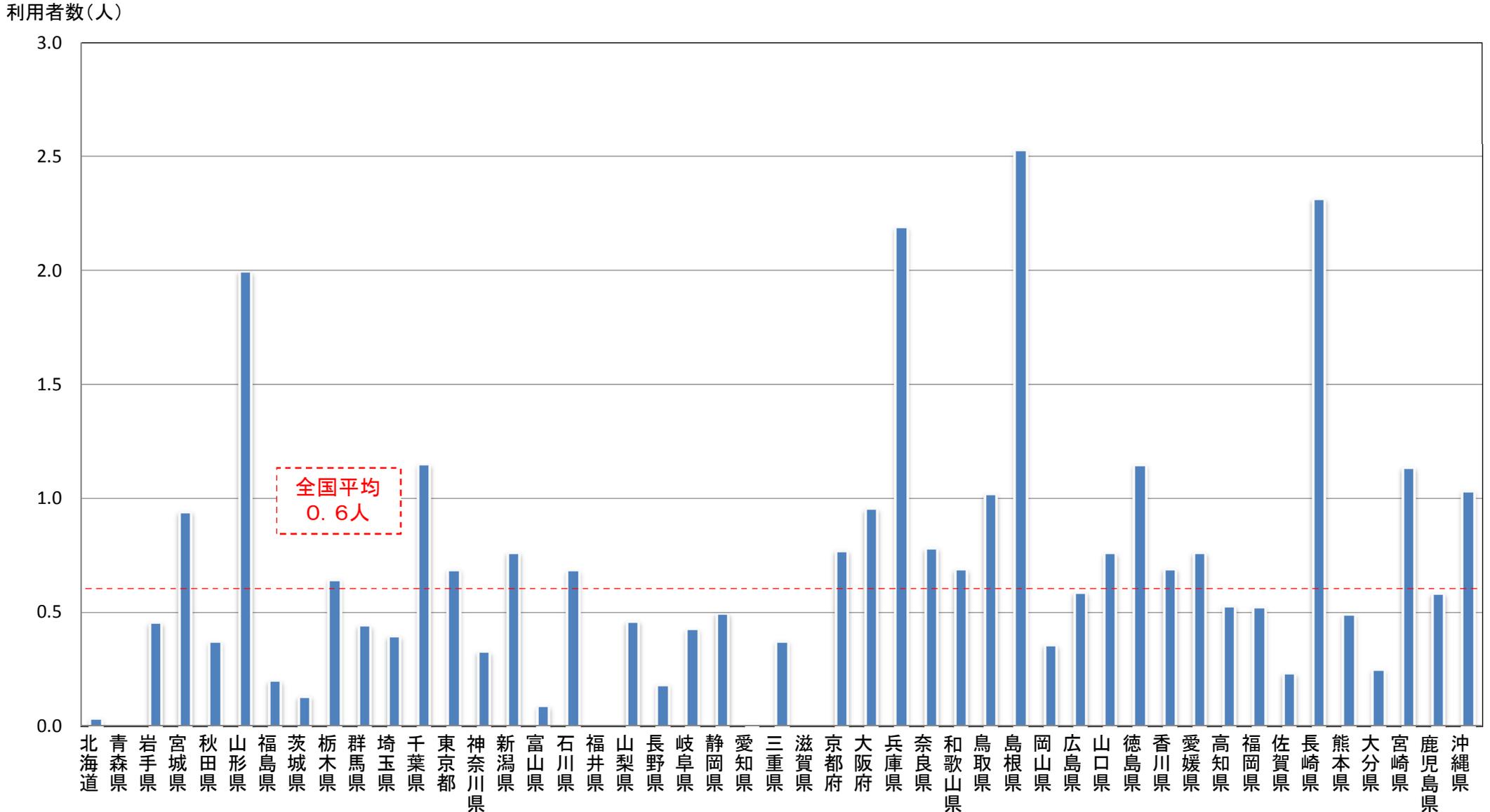
利用時間(時間)



出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

# 意思疎通支援事業の実施状況⑨～都道府県別（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業） （人口10万人当たりの実利用者数（平成27年3月利用分））

○ 盲ろう者向けの通訳・介助員派遣事業の実利用者数は、平成27年3月期においては、全国で829人である。これを人口10万人あたりの実利用者数で見ると、全国平均で0.6人となる。



(参考)

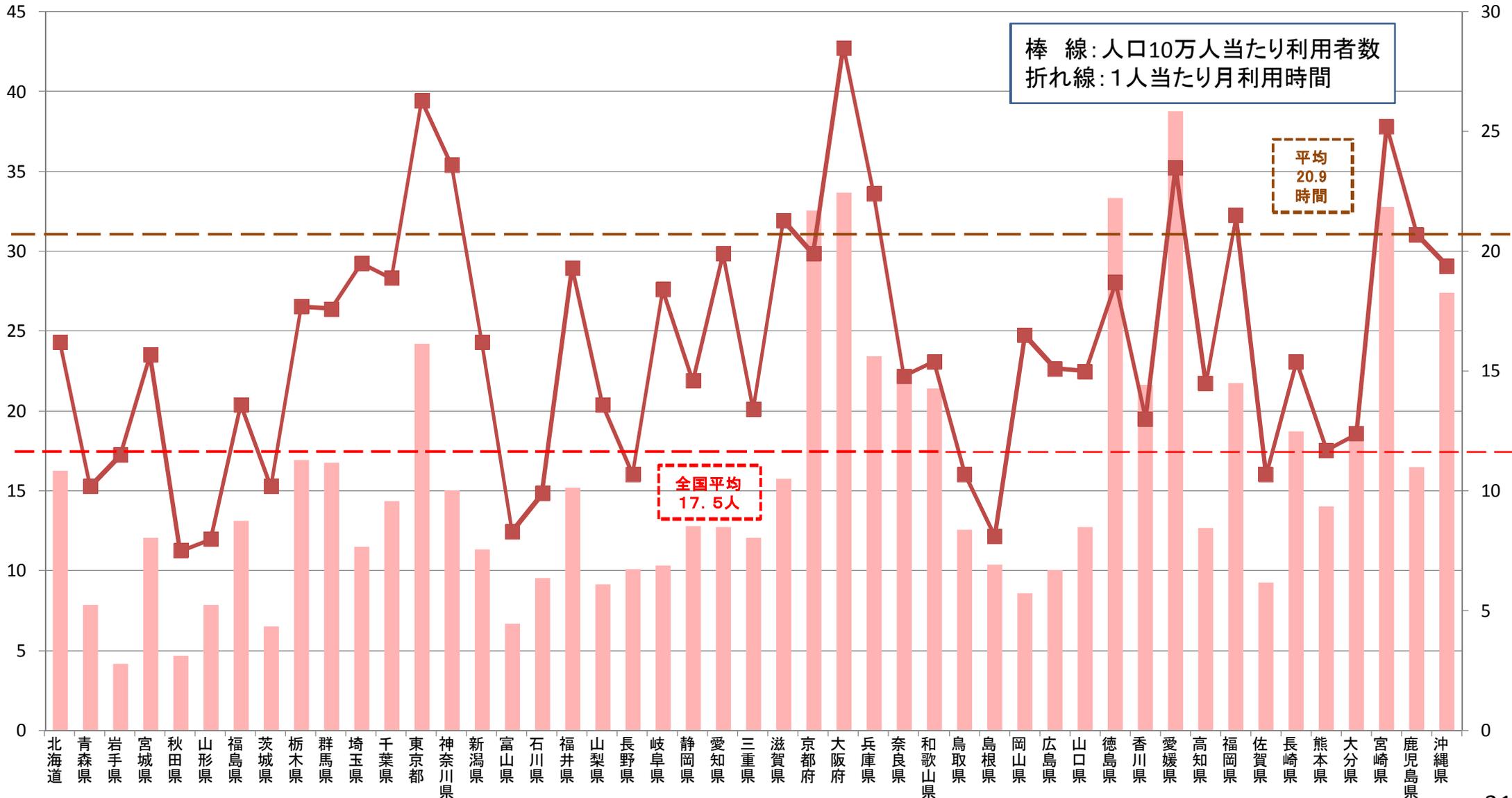
# 同行援護事業の実施状況～都道府県別

## (一人当たり月利用時間数、人口10万人当たり利用者数 (平成27年3月利用分))

○ 同行援護事業の人口10万人当たりの実利用者数は、平成27年3月期においては、全国平均で17.5人である。同月の利用者1人当たり月利用時間数は、全国平均で約21時間となっている。

(単位:人)

(単位:時間)



出典:国保連データ

# 意思疎通支援事業の実施状況⑩～利用者負担の状況

- 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業のいずれの事業においても、大半の自治体が利用者負担を求めずに実施している。

## 意思疎通支援事業に係る利用者負担の状況(25年度実績調査結果)

### ① 手話通訳者派遣事業(都道府県、指定都市、中核市、市町村)

有効回答 1,603自治体  
(未実施又は無回答 175自治体)

全利用者無料 1,562自治体(97.4%)  
低所得者のみ無料 30自治体( 1.9%)  
全利用者有料 11自治体( 0.7%)

### ② 要約筆記者派遣事業(都道府県、指定都市、中核市、市町村)

有効回答 1,162自治体  
(未実施又は無回答 615自治体)

全利用者無料 1,130自治体(97.2%)  
低所得者のみ無料 26自治体( 2.2%)  
全利用者有料 6自治体( 0.5%)

### ③ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(都道府県、指定都市、中核市)

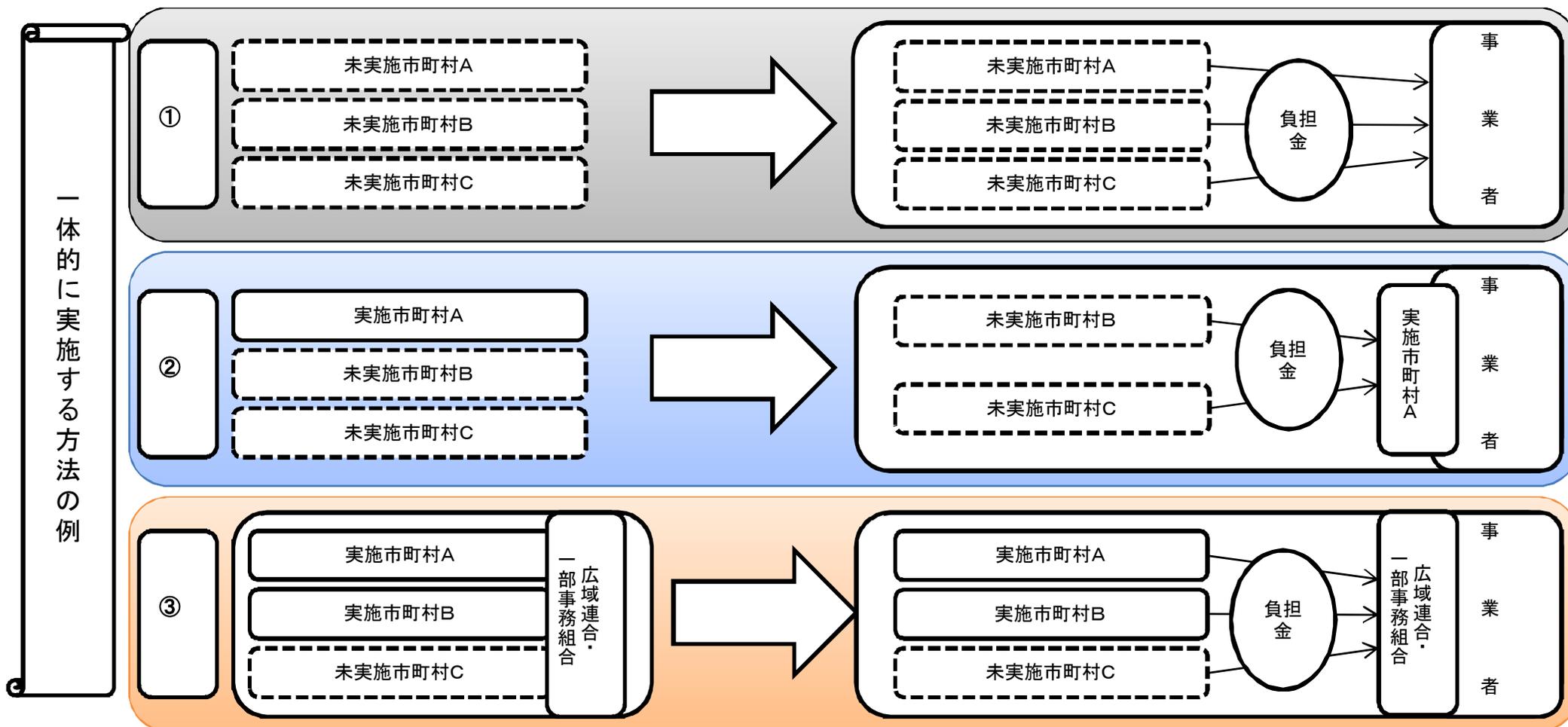
有効回答 72自治体  
(未実施又は無回答 41自治体)

全利用者無料 70自治体(97.2%)  
低所得者のみ無料 1自治体( 1.4%)  
全利用者有料 1自治体( 1.4%)

# 複数市町村による意思疎通支援事業の一体的な実施

- 障害者の意思疎通支援について、手話通訳者等を派遣する事業を実施するにあたって、小規模市町村等が単独で行うにはニーズが少ないなどの問題や将来的な人口減等による市町村機能の弱体化への対応として、複数市町村の共同実施に向けた検討を支援している。

【イメージ図】



# 意思疎通支援の支援者の養成について①

○ 意思疎通支援の支援者については、国が示す養成カリキュラム等に基づき自治体等において養成されている。

	名 称	資 格 要 件
手 話	手話通訳士 3,377人 H27. 7. 22時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者 ※公職選挙法に規定される政見放送において、手話通訳を担当することができる。</li> <li>○上記認定試験に合格し都道府県等に登録された者であって、手話通訳業務に従事する者</li> </ul>
	手話通訳者 8,093人 H26. 3. 31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者</li> <li>○都道府県、指定都市、中核市が実施する手話通訳者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において手話通訳者として派遣され、手話通訳業務に従事する者</li> </ul>
	手話奉仕員 18,700人 H26. 3. 31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚障害者の生活及び関連する福祉度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得している者</li> <li>○市町村及び都道府県が実施する手話奉仕員養成研修を修了し登録された者であって、意思疎通支援事業において派遣され、手話による意思疎通支援に従事する者</li> </ul>
要 約 筆 記	要約筆記者 3,513人 H26. 3. 31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚障害、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者</li> <li>○都道府県、指定都市、中核市が実施する要約筆記者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において要約筆記者として派遣され、要約筆記業務に従事する者</li> </ul>
盲 ろ う	盲ろう者向け 通訳・介助員 5,656人 H26. 3. 31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得している者</li> <li>○都道府県、指定都市、中核市が実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者であって、意思疎通支援事業において通訳・介助員として派遣されコミュニケーションや移動等の支援に従事する者</li> </ul>

# 意思疎通支援の支援者の養成について②

○ 手話通訳士、要約筆記者等の意思疎通支援の支援者については、求められる水準に対応して、国、自治体等が役割分担して養成を行っている。

養成主体	聴覚障害者	視覚障害者	盲ろう者	失語症
<p>国リハ、大学、専門学校等</p> <p>厚生労働省令に基づく認定資格</p> <p>地域生活支援事業【任意事業】</p>	<p>手話通訳士の養成</p> <p>平成21年3月31日厚労令96「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」に基づき試験を実施し認定</p> <p>※ 認定試験は、聴力障害者情報文化センターにて実施</p>	-	-	-
<p>地域生活支援事業【必須事業】(都道府県)</p> <p>厚生労働省としてカリキュラムを定め通知している者</p> <p>地域生活支援事業【必須事業】(市町村)</p>	<p>手話通訳者の養成</p> <p>基本課程35時間 応用課程35時間 実践課程20時間 計90時間</p> <p>※ 手話語彙(1500語)を習得</p>	<p>要約筆記者の養成</p> <p>必修74時間 選択10時間 計84時間</p>	-	<p>盲ろう者向け通訳・介助員の養成</p> <p>必修42時間 選択42時間 計84時間</p>
	<p>手話奉仕員の養成</p> <p>入門課程35時間 基礎課程45時間 計80時間</p> <p>※ 手話語彙(600語)を習得</p>	-	-	<p>失語症向け意思疎通支援者の養成</p> <p>先駆的に取り組んでいる自治体あり (我孫子、四日市、名古屋、市川、横浜、武蔵野、那須、港区など)</p> <p>※ 平成26年度「障害者支援状況等調査研究事業」において支援者養成のためのカリキュラムを作成</p>
<p>地域生活支援事業【任意事業】(市町村)</p> <p>実施要綱において養成可能とされている者</p>	-	-	<p>点訳・代読・代筆・音訳奉仕員の養成</p> <p>※ 養成は、各自治体において独自に実施</p>	-

# 意思疎通支援の支援者の養成について③～指導者養成

○ 各自治体が意思疎通支援の支援者を養成する際に必要な指導者の養成事業については、国が全国手話研修センター、聴力障害者情報文化センター、全国盲ろう者協会に委託して実施している。

意思疎通支援者の指導者養成事業	実施団体（委託先）	委託事業の内容
手話通訳指導者養成研修事業	社会福祉法人 全国手話研修センター	<p>ア 研修内容 都道府県や市町村において開催される手話奉仕員養成研修や手話通訳者養成研修等の指導者の養成、技術向上を図るための研修等を全国各地の会場において行う。</p> <p>イ 研修回数 年間の研修回数は、概ね40回（全国5ヶ所（各8回）で実施）</p> <p>ウ 研修日数 1回あたりの研修日数は、概ね2日間（9時間）</p> <p>エ 研修定員 1回あたりの研修定員は、概ね20人</p>
要約筆記指導者養成研修事業	社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター	<p>ア 研修内容 要約筆記に関して、専門性を有する要約筆記者の養成を行うため、その指導者の養成研修を実施することにより、障害者の情報・コミュニケーション支援を担う専門的な人材確保を図る。</p> <p>イ 研修回数 年間の研修回数は、概ね2回（全国2ヶ所で実施）</p> <p>ウ 研修日数 1回あたりの研修日数は、概ね10日間（45時間）</p> <p>エ 研修定員 1回あたりの研修定員は、概ね50人</p>
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	<p>ア 研修内容 （ア）講義 a 盲ろう者福祉論 b 盲ろう者コミュニケーション概論 c 手話概論 d 点字概論 e その他 （イ）実技 a 手話通訳 b 点字通訳 c 指点字通訳 d 指文字通訳 e 通訳機器の操作方法 f その他</p> <p>イ 養成人員 概ね30人</p>

# 介護職員初任者研修等における意思疎通支援の関連科目

- 介護職員初任者研修においては、「介護の基本」「老化・認知症・障害の理解」といった介護における基礎的な知識の習得のほか、「介護におけるコミュニケーション技術」を習得する内容が盛り込まれている。
- また、介護福祉士の養成カリキュラムにおいても、「介護の基本」「生活支援技術」「老化・認知症・障害の理解」「医療的ケア」といった内容のほか、利用者の状況・状態に応じたコミュニケーションの技法を学ぶ科目が設定されている。

## 【介護職員初任者(ヘルパー)研修の科目】(抜粋)

(研修内容)

1 職務の理解	6時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間
3 介護の基本	6時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間
5 <u>介護におけるコミュニケーション技術</u>	6時間
6 老化の理解	6時間
7 認知症の理解	6時間
8 障害の理解	3時間
9 心とからだのしくみと生活支援技術	75時間
10 振り返り	4時間

(合計)130時間

### 5-1 介護におけるコミュニケーション

(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割

(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション

(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際

(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際

・視力、聴力の障害に応じたコミュニケーションの技術

・失語症に応じたコミュニケーション技術

・構音障害に応じたコミュニケーション技術

・認知症に応じたコミュニケーション技術

### 5-2

(1) 記録における情報の共有化

(2) 報告

(3) コミュニケーションを促す環境

# 【介護福祉士カリキュラムの科目】

※「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例」より抜粋

## (研修内容)

### I 人間と社会

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1 人間の尊厳と自立       | 30時間以上 |
| 2 人間関係とコミュニケーション | 30時間以上 |
| 3 社会の理解          | 60時間以上 |
| 4 人間と社会に関する選択科目  |        |

### II 介護

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1 介護の基本       | 180時間 |
| 2 コミュニケーション技術 | 60時間  |
| 3 生活支援技術      | 300時間 |
| 4 介護課程        | 150時間 |
| 5 介護総合演習      | 120時間 |
| 6 介護実習        | 450時間 |

### III 心とからだのしくみ

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1 発達と老化の理解  | 60時間  |
| 2 認知症の理解    | 60時間  |
| 3 障害の理解     | 60時間  |
| 4 心とからだのしくみ | 120時間 |

### IV 医療的ケア

- |         |        |
|---------|--------|
| 1 医療的ケア | 50時間以上 |
|---------|--------|

(合計) 1,730時間

#### ○ねらい

介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。

#### ○想定される教育の内容

- ・人間関係と心理
- ・対人関係とコミュニケーション
- ・コミュニケーションを促す環境
- ・コミュニケーションの技法
  - ⇒対人距離（物理的・心理的距離）
  - ⇒言語的コミュニケーション
  - ⇒非言語的コミュニケーション
  - ⇒受容・共感・傾聴
  - ⇒機器を用いたコミュニケーション
  - ⇒記述によるコミュニケーション

#### ○ねらい

介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身に付けるための学習とする。

#### ○想定される教育の内容

- ・介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割
- ・利用者・家族との関係作り
- ・利用者・家族とのコミュニケーションの実際
- ・利用者の状況・状態に応じたコミュニケーションの技法の実際
  - ⇒感覚機能が低下している人とのコミュニケーション
  - ⇒運動機能が低下している人とのコミュニケーション
  - ⇒認知・知覚機能が低下している人とのコミュニケーション
  - ⇒その他
- ・記録による情報の共有化
- ・報告
- ・会議

## 【論点の整理(案)】

- 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。
  
- 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。
  - < 検討の視点(例) >
  - ・ 合理的配慮との関係
  - ・ 教育、労働、放送、通信、交通、司法、選挙等福祉施策以外の分野との関係

# 障害者自立支援機器等開発促進事業

- マーケットの規模が小さいために事業につながらない、障害者向けの福祉機器の開発に取り組んでいる企業等に対し、障害当事者のニーズとのマッチングの機会を提供するとともに、実用化に向けた開発費の助成を行っている。

## 事業の目的

- ・ 障害者の自立や社会参加を支援するため、日常生活やコミュニケーションなどを支援する機器や技術開発の促進を図ることが必要不可欠であるが、機器の実用的な製品化は充分進んでいない状況。
- ・ こうしたことから、マーケットが小さく事業につながらない、技術開発は終了しているが経費的な問題からモニター評価が行えない等、ビジネスモデルの確立が困難な機器の実用的製品化について、開発を行う企業及び障害者が連携し、障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証試験等を通じて、障害者に使いやすく適切な価格の機器を開発する取り組みに対して助成を行う。

## 助成の対象者

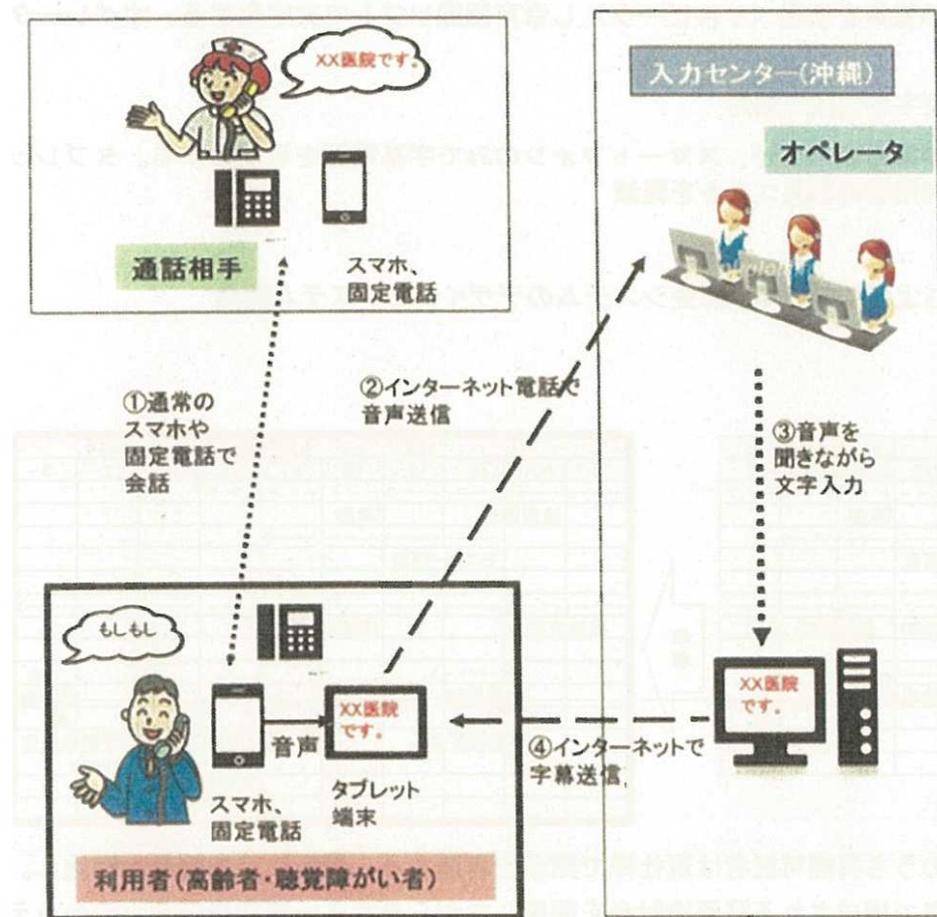
- ・ 障害者の自立を支援する機器の実用的製品化開発、普及を目指す国内の民間企業であって、実用的製品化開発を行う能力及び開発体制を有し、その経理が明確でかつ経営の安定性が確保されている法人に対し助成を実施している。

## 開発テーマ(平成27年度)

- 1 肢体障害者の日常生活支援機器
- 2 視覚障害者の日常生活支援機器
- 3 聴覚障害者の日常生活支援機器
- 4 盲ろう者の日常生活支援機器
- 5 難病患者等の日常生活支援機器
- 6 障害者のコミュニケーションを支援する機器
- 7 障害者のレクリエーション活動を支援する機器
- 8 障害児の生活を豊かにする支援機器
- 9 脳科学の成果(研究段階のものを除く)を応用した支援機器 等

## 聴覚障害者用文字通訳付き電話(字幕電話)の開発と実証実験の実施(平成27年度～28年度)

受けた電話をICT技術で音声を文字化するセンターに送付し、文字を本人のタブレットに送ることで、聴覚障害者の電話使用を可能にするシステムです。



## タブレット型情報端末を利用したトーキングエイド(平成22年度～23年度)

携帯型会話補助装置(トーキングエイド)の機能を市販のタブレット型情報端末を使って実現するよう、アプリケーションソフト開発、専用ケース開発、音声合成の組込み開発が行われています。



## (参考)

# 市販されるに至った事例①

視覚障害者向け音声コードUni-Voiceスマートフォン対応アプリのGUI開発及びサードパーティー向けSDKの開発(平成21年度、平成27年度)

音声コードUni-Voiceは、文字情報(約800文字~1000文字)を二次元バーコードとして、印刷物に貼り付けることにより、健常者と同一印刷物を共有して利用できます。文字情報を暗号化した音声コードを読み上げる機能をもつ携帯電話用アプリと補助具を平成21年に開発しました。平成27年ではスマートフォン対応および使用の簡便性を得られる機能を開発予定です。



知的障害者に向けた連絡・意思疎通・自立通勤等を支援するスマートフォン用アプリケーションパックの開発(平成25年度)

連絡や行動をアシストする機能に加え、アプリの選択やユーザーインターフェイスのカスタマイズなど利用者にあった使い方を設定でき、また位置情報の検索や通勤・通学を見守る「みまもるフェンス」の設定などが可能です。



ホームシートや電話帳はご本人の習熟度に応じていつでも変更することが可能です。



アイコンや名称は自由にカスタマイズ可能です。

## 市販されるに至った事例②

### 発達障害者の歯科治療の困難を軽減する支援機器 (平成24年度～25年度)

治療過程や器具に対して、不安からパニックを起こしやすい発達障害者の行動特性に併せて、治療の経過や器具の説明などをていねいな解説を行い治療の不安を軽減することを目的とした歯科治療の困難を軽減する支援機器です。



キャラクターが治療を応援したり、さまざまな褒め方でサポートする機能があります。



早さの違う3パターンで10カウントを行い、治療時間を把握してもらうことができます。



カメラ機能を使って写真はもちろん、動画ファイルも制作可能。治療器具の操作音を録音し、事前に伝えられます。



専門医療機関が制作した豊富な絵カードを初期状態から導入しています。



カードセットを自由に作成、編集可能。患者ごとにカードを組み合わせ保存ができます。



患者ごとに作成されたカードセットが、全部で何枚なのか? また、今が何枚目なのか? 電球アイコンで表示されます。



# 障害者自立支援機器等の開発促進～シーズ・ニーズマッチングの強化

○ 平成26年度から、開発される機器が障害者のニーズを的確に捉えたものとするため、企業が保有する技術と障害者が求めるものを結びつけるための取組を進めている。

## シーズ・ニーズマッチング事業の概要

・ 障害者のニーズに沿った機器の開発は自立支援のために最重要であることから、開発を行う企業に対する直接支援を進めてきたところであるが、開発が十分に進んでいない、開発された機器が障害者のニーズを的確に捉えたものとなっていないという課題がある。このため、

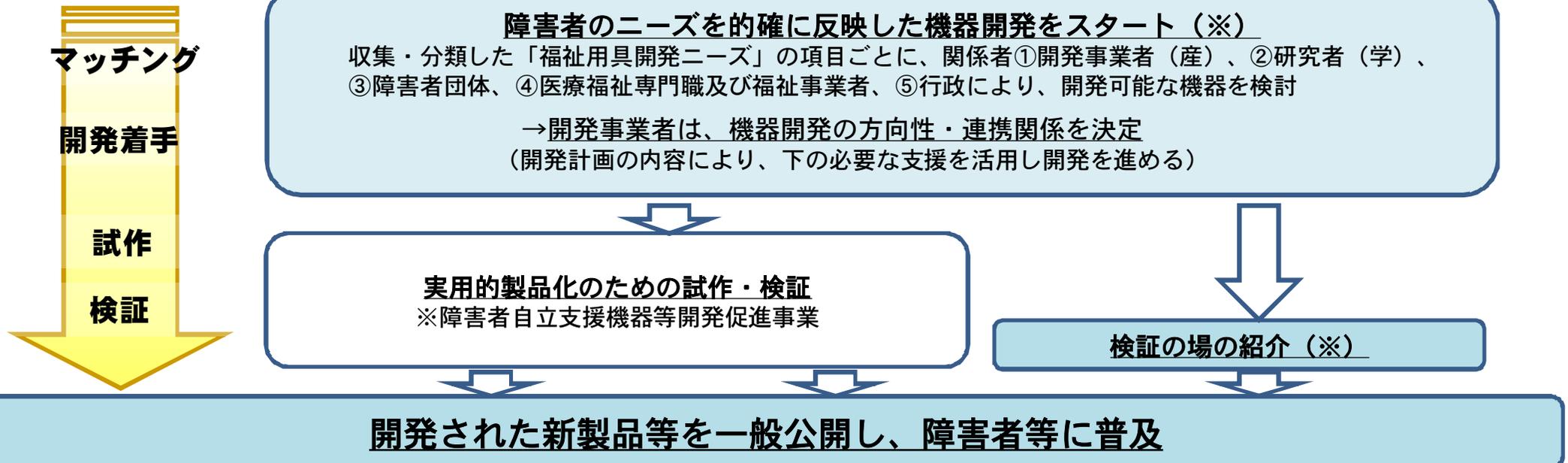
ア)産・学・障害者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける

イ)開発中の機器について、ニーズに合ったものとなっているか検証する場を紹介する

ことにより、機器開発分野への新たな企業の参入促進を通じた適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図る。

なお、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において「ロボット技術を利用した機器が、障害者の自立や生活支援に活かされるよう、企業が行う開発を更に促進するためのシーズ・ニーズマッチング等を行う。」とされた。

【イメージ図】



※26年度からの支援。具体的な事業内容は今後検討。

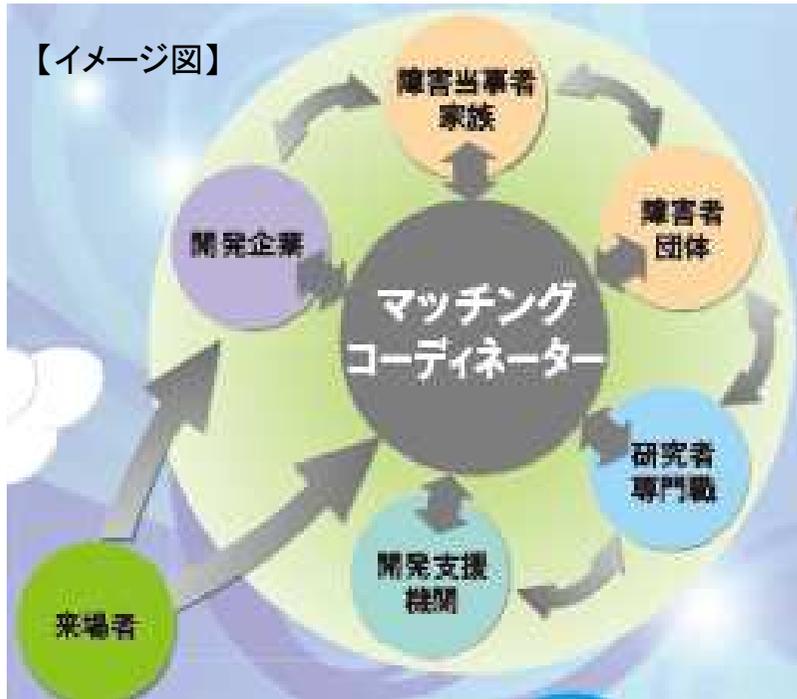
# 「シーズ・ニーズマッチング交流会」

- 障害当事者のニーズをよりの確に捉えた支援機器開発の機会を創出すべく、シーズ・ニーズのマッチング交流会を開催し、開発や改良等を行う機器の展示を行うとともに、障害当事者と企業・研究者、政府系の研究開発支援機関等が一堂に会し、体験や交流を通じて、良質な支援機器の開発、この分野への新規参入の促進を図ることとしている。

## 「シーズ・ニーズマッチング交流会」の26年度開催実績

- ・ 主催者：公益財団法人テクノエイド協会
- ・ 開催期間：平成27年3月6・7日(2日間)
- ・ 開催会場：東京TOC有明
- ・ 参加企業： 62企業
- ・ 参加者： 442名

【イメージ図】



### 【参加障害者団体】 (順不同)

日本身体障害者団体連合会／全国脊髄損傷者連合会／日本ALS協会／全国盲ろう者協会／日本盲人会連合／ろう・難聴教育研究会／ろう教育を考える全国協議会／国立大学法人 筑波技術大学／全日本難聴者・中途失聴者団体連合会／ポリオの会／自閉症サポートセンター

### 【参加支援機関】 (順不同)

(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)／(独)情報通信研究機構(NICT)／国立障害者リハビリテーションセンター研究所／(独)科学技術振興機構(JST)

# 第3次障害者基本計画の概要

- 意思疎通支援に関する他施策との関係については、障害者基本法に基づき、障害者基本計画(第3次)において「情報アクセシビリティ」の分野が盛り込まれており、政府全体で取組を進めることとしている。

## I 障害者基本計画(第3次)について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画  
計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

## II 基本的な考え方

### 1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**(基本法1条)

### 2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等(3条)
- ② 差別の禁止(4条)
- ③ 国際的協調(5条)

### 3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

## IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価(成果目標)  
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

## III 分野別施策の基本的方向

### 1. 生活支援

障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

### 2. 保健・医療

精神障害者の地域移行の推進, 難病に関する施策の推進 等

### 3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等

新たな就学決定の仕組みの構築, 文化芸術活動等の振興 等

### 4. 雇用・就業, 経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実, 福祉的就労の底上げ 等

### 5. 生活環境

住宅の確保, バリアフリー化の推進, 障害者に配慮したまちづくり 等

### 6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上, 意思疎通支援の充実 等

### 7. 安全・安心

防災, 東日本大震災からの復興, 防犯, 消費者保護 等

### 8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進, 障害者虐待の防止 等

### 9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

### 10. 国際協力

権利条約の早期締結に向けた取組, 国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目(7,8,9)は第3次計画における新規分野

# (参考) 第3次障害者基本計画における分野別施策の基本的方向

## 1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

## 2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

## 3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

## 4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

## 5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

## 6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

## 7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

## 8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

## 9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

## 10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※7, 8, 9は第3次計画における新規分野

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要

○ 合理的配慮については、内閣府において障害者差別解消法に基づき、差別の解消の推進に関する基本方針等のとりまとめを行っている。

障害者基本法  
第4条

基本原則  
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## 具体化

### I. 差別を解消するための措置

#### 差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務

#### 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務  
努力義務

#### 具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）  
 (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※  
 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定 ※ 地方の策定は努力義務

#### 実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

### II. 差別を解消するための支援措置

#### 紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

#### 地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

#### 啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

#### 情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

# (参考) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）

## （平成27年2月24日 閣議決定）

### 3 合理的配慮

#### (1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備(「第5」において後述)を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

## (2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ・事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ・実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ・費用・負担の程度
- ・事務・事業規模
- ・財政・財務状況

# ( 参 考 资 料 )

## 【市町村必須事業】

### ○意思疎通支援事業

#### 1 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

#### 2 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

#### 3 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

#### 【参考】

※「手話通訳士」… 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

「手話通訳者」… 都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

「手話奉仕員」… 市町村等で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者

「要約筆記者」… 都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者

(注)要約筆記奉仕員(市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者)も当面、派遣することができる。

### ○手話奉仕員養成研修事業

#### 1 目的

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

#### 2 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

## 【都道府県必須事業】

### 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

#### 1 目的

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

#### 2 事業内容

##### (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。

##### (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。

### 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

#### 1 目的

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。

#### 2 事業内容

##### (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。

##### (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

# 居宅介護

## ○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

## ○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

## ○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
  - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

**身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)**  
245単位(30分)～804単位(3時間)  
3時間以降、30分を増す毎に80単位加算

**家事援助中心**  
101単位(30分)～  
264単位(1.5時間)  
1.5時間以降、15分を増す毎に  
34単位加算

**通院等介助(身体介護なし)**  
101単位(30分)～  
264単位(1.5時間)  
1.5時間以降、30分を増す毎に  
67単位加算

**通院等乗降介助**  
1回97単位

### ■ 主な加算

**特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)**  
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度 障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

**福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)**  
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

**喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)**  
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ **事業所数** 18,644 (国保連平成27年2月実績)

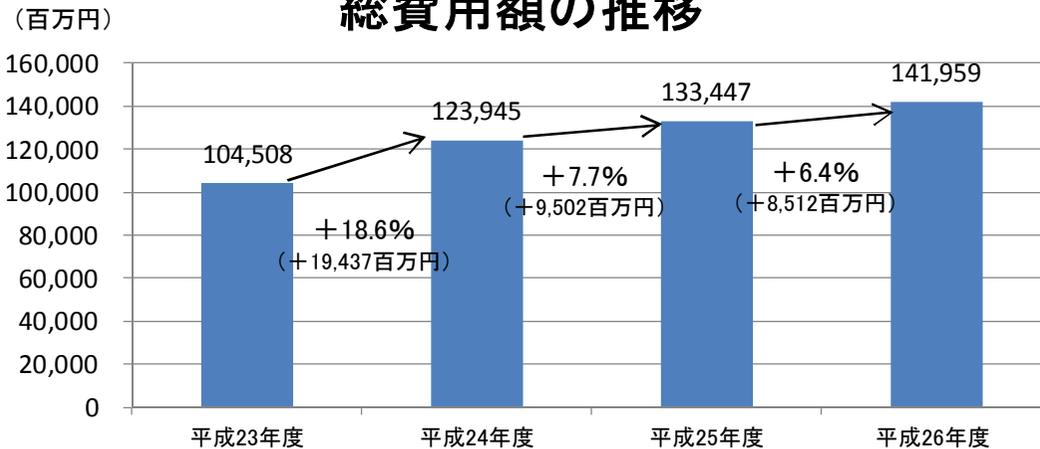
○ **利用者数** 153,864 (国保連平成27年2月実績) 54

# 居宅介護の現状

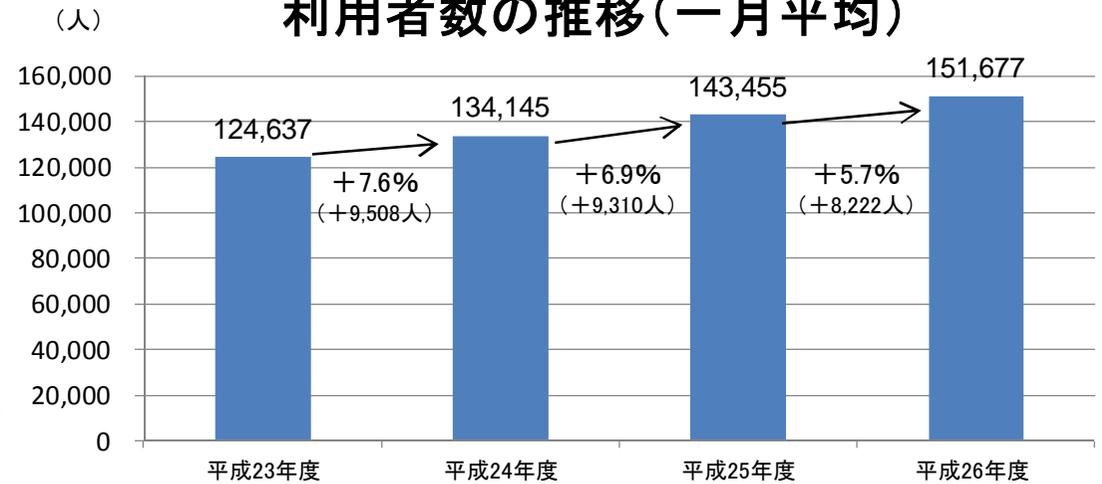
## 【居宅介護の現状】

- 居宅介護の平成25年度費用額は約1,334億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約8.7%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

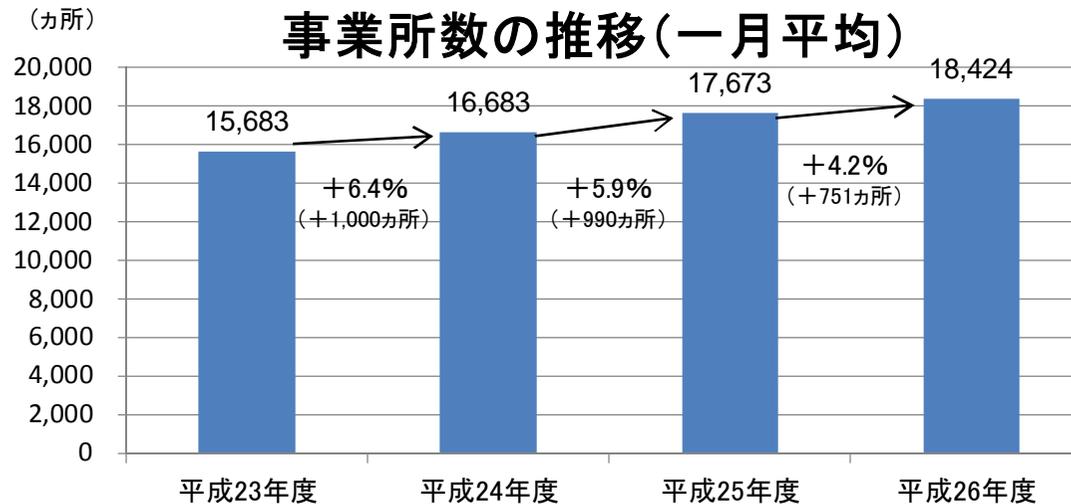
### 総費用額の推移



### 利用者数の推移(一月平均)



### 事業所数の推移(一月平均)



# 重度訪問介護

## ○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
  - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
    - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
    - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

## ○ サービス内容

- 居宅における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
  - 調理、洗濯及び掃除等の家事
  - その他生活全般にわたる援助
  - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

## ○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
  - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

## ○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
  - ※重度障害者等包括支援対象者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 (Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)		・強度行動障害 等

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

183単位(1時間)～1,408単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

### ■ 主な加算

#### 特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

#### 行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

→サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

#### 喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 6,580(国保連平成27年2月実績)

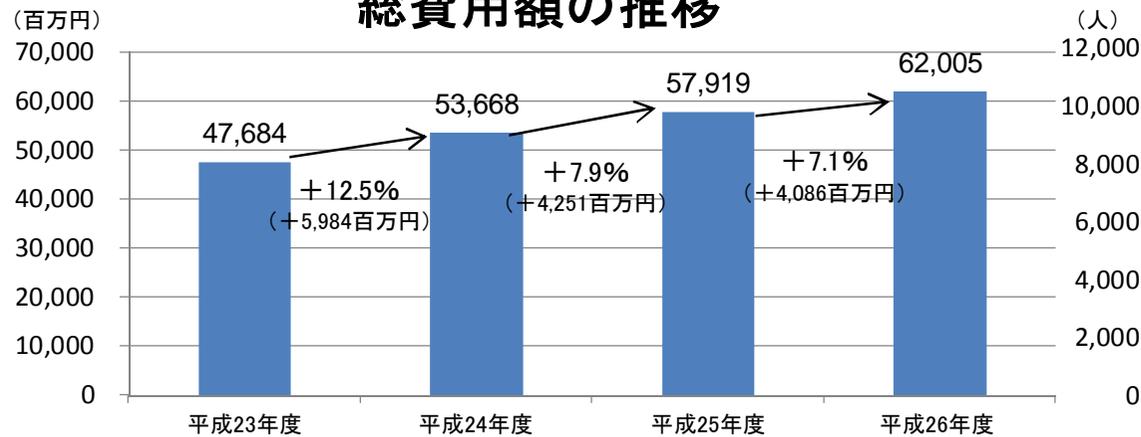
○ 利用者数 9,880(国保連平成27年2月実績)

# 重度訪問介護の現状

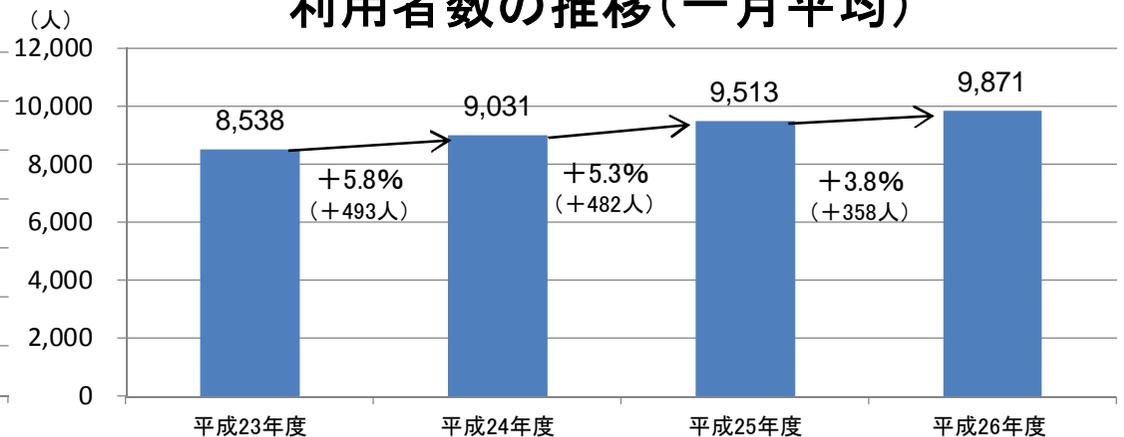
## 【重度訪問介護の現状】

- 重度訪問介護の平成25年度費用額は約579億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.8%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

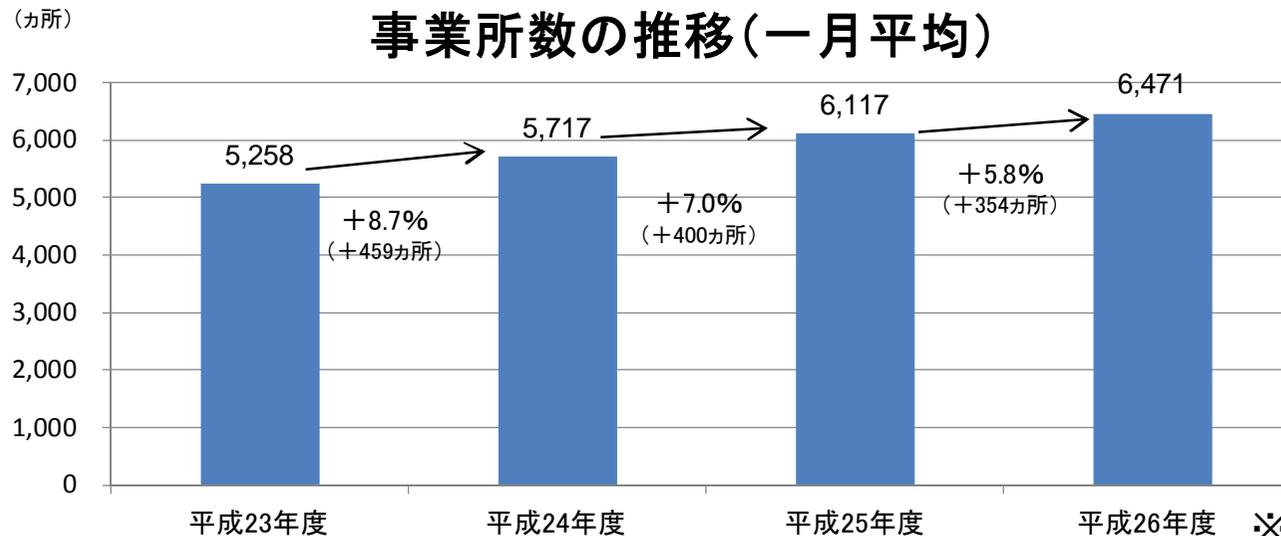
### 総費用額の推移



### 利用者数の推移(一月平均)



### 事業所数の推移(一月平均)



※出典:国保連データ

# 同行援護

## ○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
  - 同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。また、身体介護を伴う場合は以下のいずれも満たす者であること
    - ・ 障害支援区分2以上
    - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定されている者又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者

## ○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を負えるものに限る。

## ○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者(平成30年3月31日まで研修を終了したもののみならず経過措置を設ける)であつて①又は②の要件を満たす者
    - ①介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であつて3年以上の実務経験がある者
    - ②移動支援事業に3年以上従事した者 等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
  - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であつて、1年以上の直接処遇経験を有する者(平成30年3月31日まで1年以上の実務経験を要しない経過措置を設ける) 等

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

(身体介護を伴う場合)

256単位(30分)～839単位(3時間)  
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

(身体介護を伴わない場合)

105単位(30分)～278単位(1.5時間)  
1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算

### ■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

## ○ 事業所数

5,661 (国保連平成27年2月実績)

## ○ 利用者数

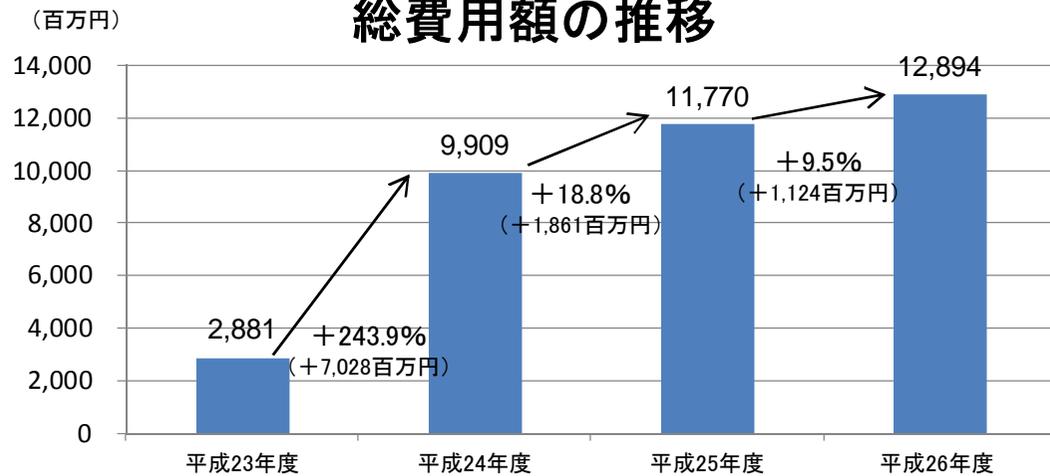
21,910 (国保連平成27年2月実績)

# 同行援護の現状

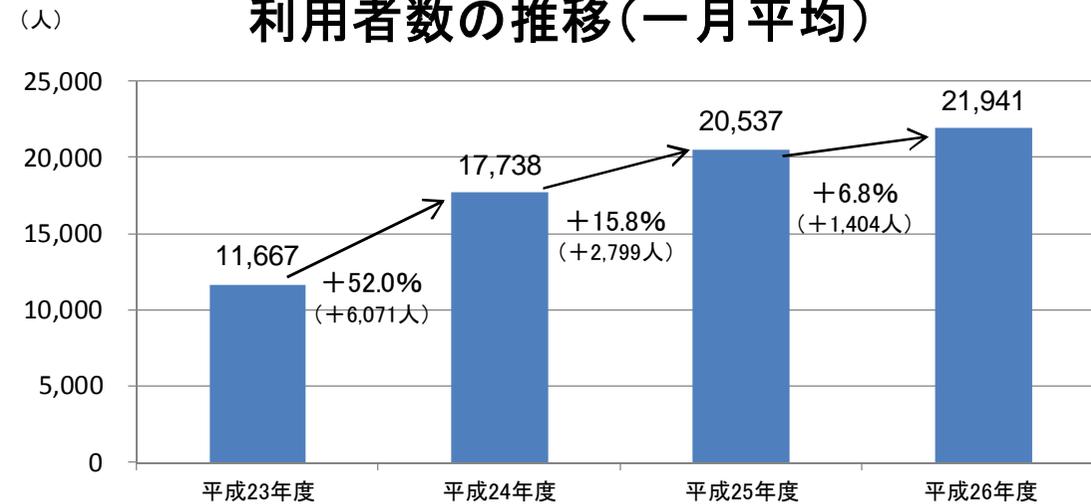
## 【同行援護の現状】

- 同行援護の平成25年度費用額は約118億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.8%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

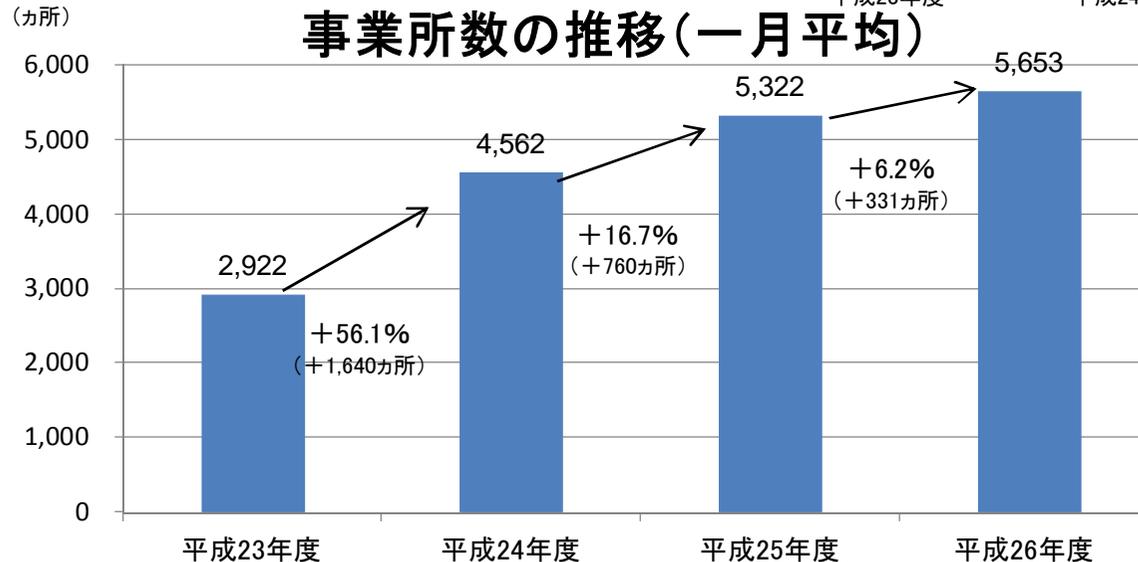
### 総費用額の推移



### 利用者数の推移(一月平均)



### 事業所数の推移(一月平均)



※出典:国保連データ

# 第3次障害者基本計画の特徴

## 障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

## 経緯等

### 【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)  
障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)  
※ 平成5年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により、同法に基づく基本計画として位置付け  
障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

### 【今回の検討経緯】

平成24年5月以降、障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議  
障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)  
また、8月23日から9月5日までパブリックコメントを実施

## 概要（特徴）

### ① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し  
(①地域社会における共生等, ②差別の禁止, ③国際的協調)  
また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

### ② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

### ③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

7. 安全・安心  
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進  
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮  
選挙等及び司法手続等における配慮 等

### ④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・ 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
- ・ 精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
- ・ 新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
- ・ 障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
- ・ 優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
- ・ 障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1)) 等

### ⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定

※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

### ⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

# 障害者基本計画(抜粋)

## 6. 情報アクセシビリティ (障害者基本計画から一部抜粋)

### 【基本的考え方】

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進する。

### (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- 障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等<sup>25</sup>の企画、開発及び提供を促進する。
- 研究開発やニーズ、情報技術の発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化(日本工業規格等)を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等(ウェブコンテンツ(掲載情報)に関するサービスやシステムを含む。)の調達は、情報アクセシビリティの観点から配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。
- 国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。
- 障害者に対するIT(情報通信技術)相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置の促進等により、障害者の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図る。

### (2) 情報提供の充実等

- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)に基づく放送事業者への制作費助成、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送(CM番組を含む)、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。
- 聴覚障害者に対して、字幕(手話)付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、情報通信技術(ICT)の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。
- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進<sup>26</sup>し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。

- 電子出版は、視覚障害や学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、関係者の理解を得ながら、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、教育における活用を図る。6-(2)-4
- 現在の日本銀行券が、障害者等全ての人にとってより使いやすいものとなるよう、五千円券の改良、携帯電話に搭載可能な券種識別アプリの開発・提供等を実施し、券種の識別性向上を図る。また、将来の日本銀行券改刷が、視覚障害者にとり券種の識別性の大幅な向上につながるものとなるよう、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査等、様々な観点から検討を実施する。
- 心身障害者用低料第三種郵便については、障害者の社会参加に資する観点から、利用の実態等を踏まえながら、引き続き検討する。

### (3)意思疎通支援の充実

- 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器の開発の促進とその周知を図るとともに、機器を必要とする障害者に対する給付、利用の支援等を行う。
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図る。

### (4)行政情報のバリアフリー化

- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティ<sup>27</sup>の向上等に向けた取組を促進する。
- 災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努める。
- 各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努める。